

012  
持出禁止

社会開発協力部

海技協資（海セ）第6号

ケニア小規模工業技術訓練センター

# 実施調査団調査報告書

昭和38年11月

保存用

海外技術協力事業団





1963. 8. 13

ナイロビ空港にて特別記者会見をする調査団

(前列左より矢越団長, 山本総領事, キアノ 商工大臣)

(後列左より樋口, 諸沢, 奥野, 滝沢, 佐々木の各団員)

JICA LIBRARY



108006015

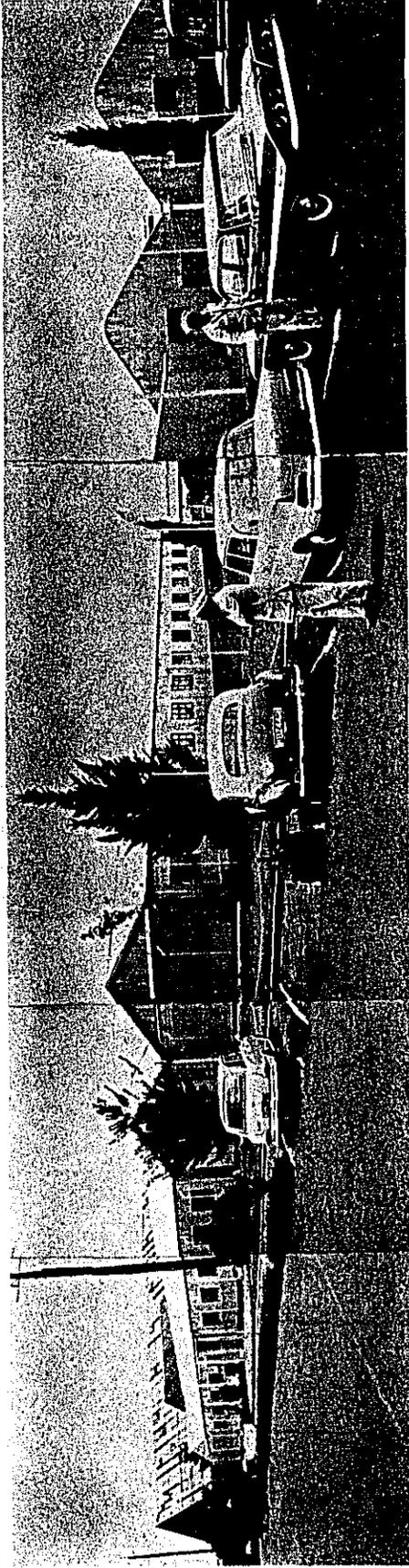
20621

国際協力事業団

受入  
月日

登録No.

受入 月日	
登録No.	



ナクル市セクター設置予定地全景（東アフリカ煙草会社工場）



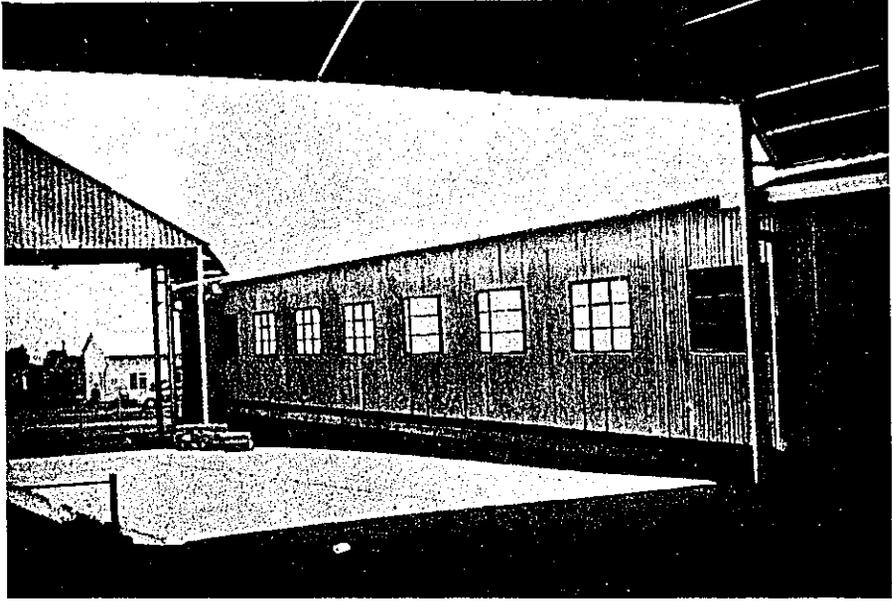
センター建物正面



センター設置予定地裏側（引込線）



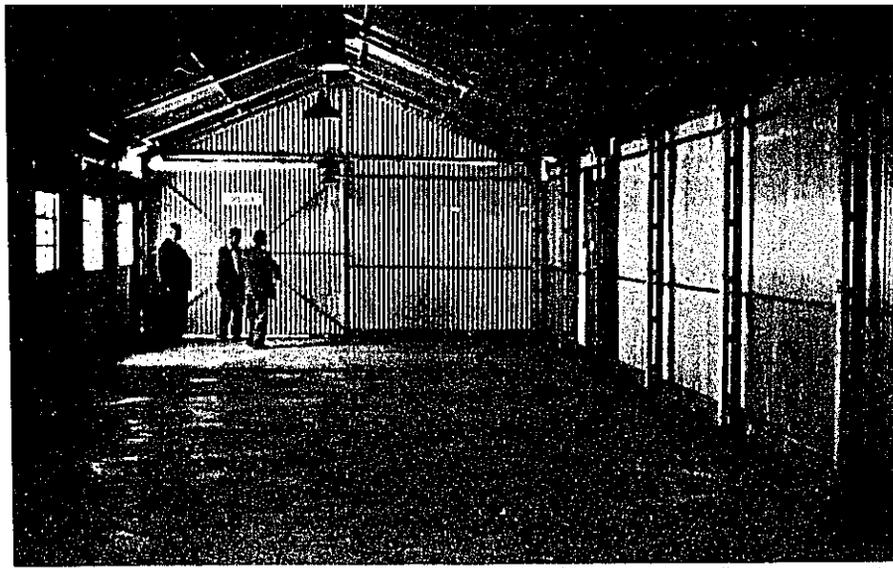
建物を調査する調査団



センター設置予定場所内部



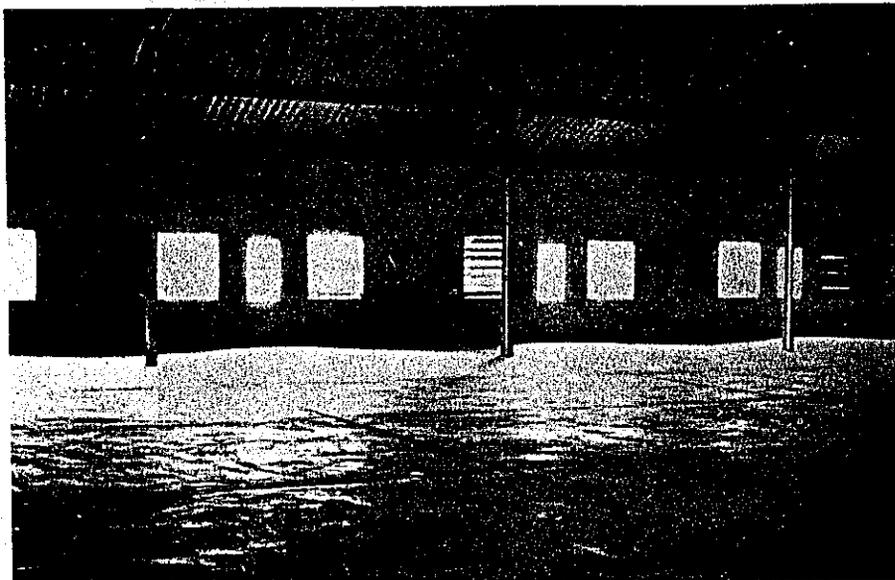
建物内部（電気機器部門予定場所）



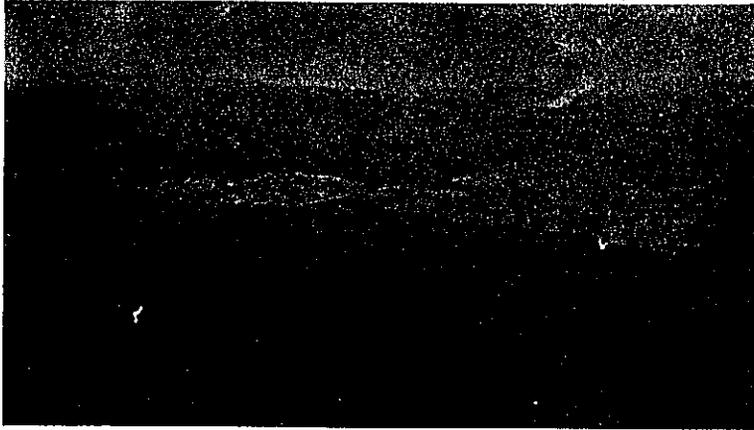
建物内部（小型機械の組立修理部門予定場所）



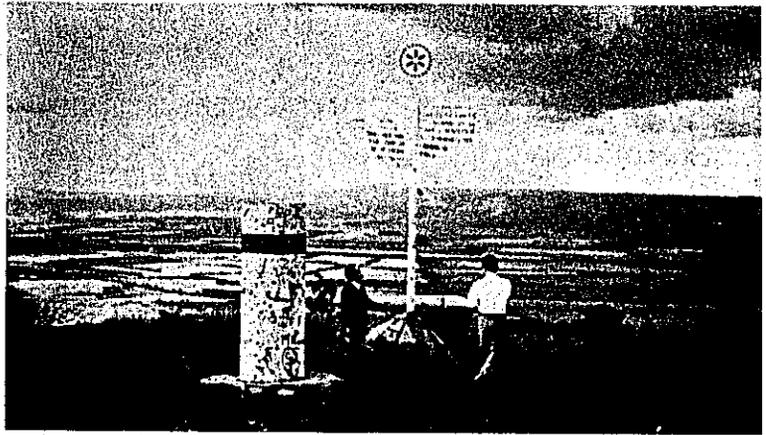
建物内部（金属加工部門予定場所）



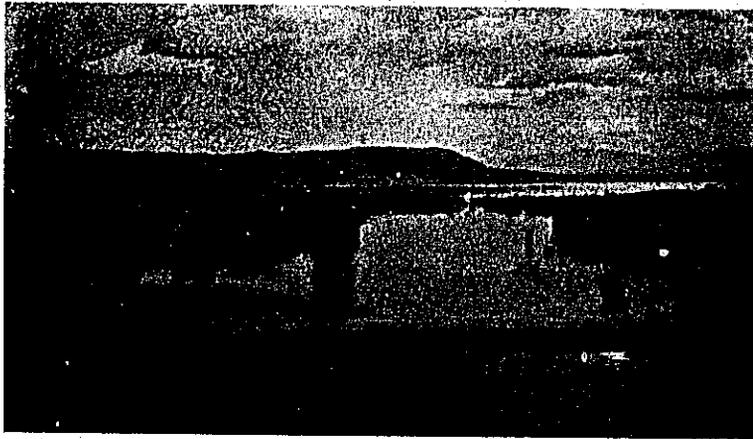
建物内部（講堂予定場所）



リ  
フ  
ト  
バ  
ー  
レ  
イ



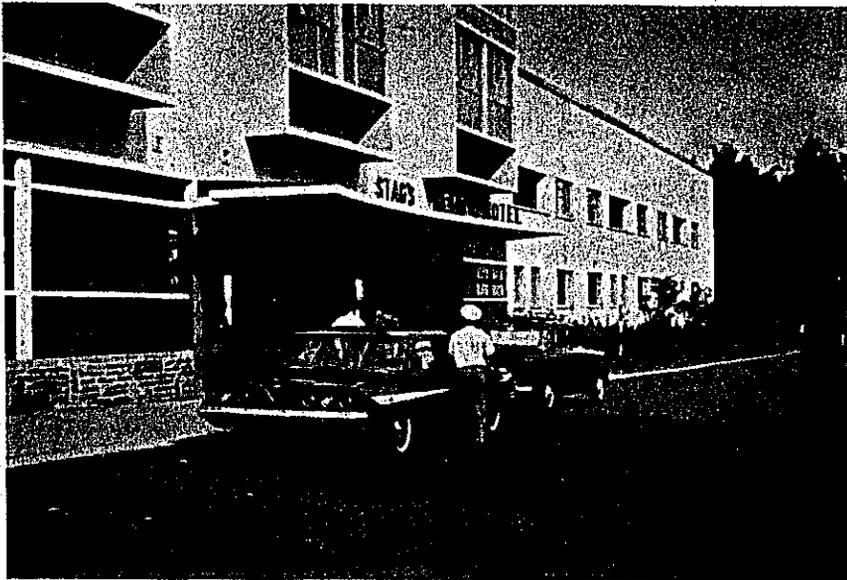
ナクル市の高地にある展望台（前方リフトバーレイ）



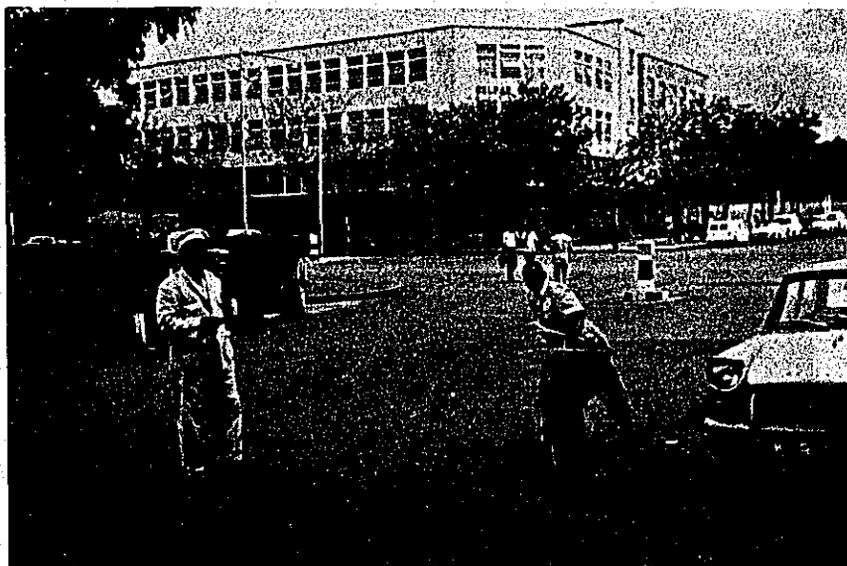
ナ ク ル 湖



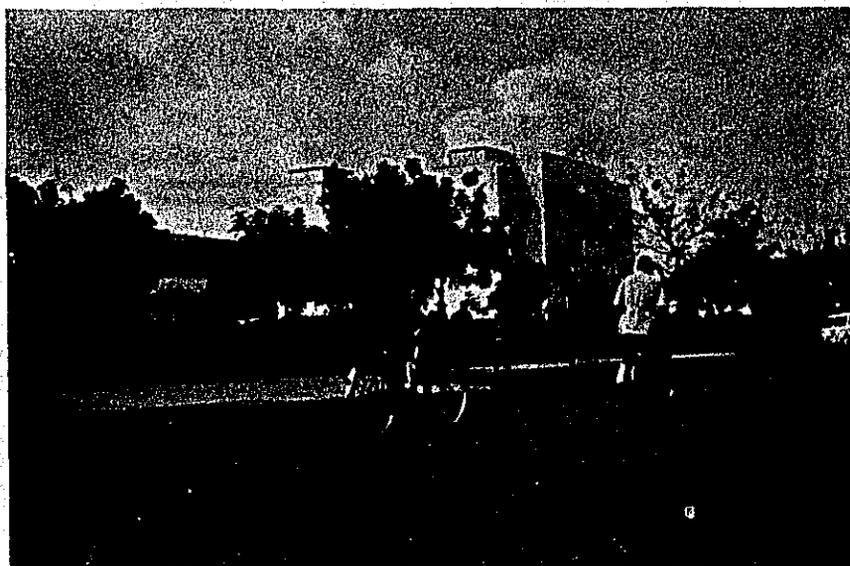
ナ ク ル 市 内



ナ ク ル 市 内 (ホ テ ル)



ナ ク ル 市 内



ナ ク ル 市 内

## は し が き

日本国政府はケニア国に対する技術協力の一環として同国に小規模工業技術訓練センターを設置することとなり、当事業団はその委託をうけて労働省職業訓練局指導課長矢越幸穂氏を団長とする5名の実施調査団を現地に派遣した。

同調査団は昭和38年8月10日本邦を出発、約1カ月間ケニアに滞在し、センター設置および運営の具体的方法等についてケニア国政府ならびに関係者との話し合いを行なうとともに、設置に必要な技術的事項についての調査を行なつた。本書はその報告である。

本センター設置については、さきに昭和37年6月に労働省矢越指導課長を団長とする4名の予備調査団がケニアに派遣され、センターの設置の適否等について調査を行ない、その結果に基づいてケニア政府と協議をすすめていた。

ケニア側は独立を目前に控えて経済開発と民生の安定に強い熱意を示し、教育に重点をおいたアフリカ人の人材養成をはかるとともに、工業奨励国内産業の保護助成政策をすすめ、とくにアフリカ人の経営する小規模工業の育成に力を注いでおり、わが国はこのようなケニア政府の重要政策推進の一翼を担つて、小規模工業経営者の訓練養成の機関としてセンター設置を具体化すべく、今回の実施調査団の派遣となつたものである。

この調査ならびに打合せの結果、その重要事項は「Record of Discussion's」として調査団長とケニア政府商工次官との間で署名を了することができた。

ここに本調査の任に当られた調査団長をはじめ団員の方々ならびに調査団の派遣に御協力いただいた関係機関の方々に対し、この機会をかりて深甚の謝意を表する次第である。

なお調査団の構成は次のとおりである。

(敬称略)

団 長	労働省職業訓練局 指導課長
	矢 越 幸 穂
団 員	労働省 職業安定局付
	諸 沢 康
団 員	海外技術協力事業団 海外事業部
	海外センター課長 奥 野 有 志 磨
団 員	労働省 職業訓練局指導課
	佐 々 木 一 男

団員 日本洋服技能学校教授  
樋口 禎 志  
同行 外務省 経済協力局 技術協力第二課  
滝 沢 源 一

昭和 38 年 11 月

海外技術協力事業団

理事長 滝 沢 信 一

## 目 次

議事録（英和文）	1
1. ケニア概観	21
2. 調査日誌	27
3. 調査交渉方針	31
4. 調査交渉の概要	35
5. 設置構想	65

## THE PROPOSED TRAINING CENTRE

### Recod of Discussions between the Japanese Mission for the small industry research and training centre and the Kenyan authorities concerned

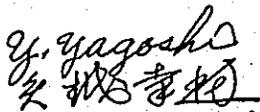
Under instructions from the Government of Japan, a Japanese Mission, organised by the Overseas Technical Co-operation Agency and headed by Mr. Y. Yagoshi, visited Kenya for the purpose of implementing the survey of technical matters concerning the establishment of a small industry research and training centre.

The Mission stayed in Kenya from August 13 to September 9, 1963, and exchanged views and discussed the above subjects with the authorities concerned in Kenya.

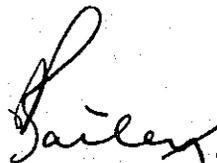
The record of discussion between the Mission and the Kenya Government authorities is given below.

The matters recorded herein shall not be binding legally either to the Government of Japan or to the Government of Kenya, as the final decision of the former is to be made after the study of this Record of Discussions by the Japanese Government authorities and the Agency after the return of the Mission to Japan. This Record of Discussions should, however, form the basis for arrangements, including the formal agreement, required for the establishment of the Centre by both Governments.

Nairobi Dated the 9 th day of September, 1963.



Y. Yagoshi,  
Chief of the Japanese  
Implementation Survey  
Mission.



S. F. Bailey  
for Permanent Secretary,  
Ministry of Commerce  
and Industry.

## RECORD of DISCUSSIONS

The Japanese Mission and the Kenyan authorities concerned, promising the mutual co-operation for the establishment of a small industry research and training centre in Kenya, have got the following results through discussions :

### 1. CENTRE

The proposed small industry research and training centre shall be established at Nakuru in Kenya, and shall be called "Small Industry Research and Training Centre" (hereinafter called the "Centre").

The function of the Centre shall be to render practical and theoretical training to potential managers of small industries by providing two courses; i. e. ,

(1) Technical and Management Course, and (2) Management Course.

The trades in which training will be given are as listed below : —

- (a) Millwrights, (blacksmith, sheetmetal and welding).
- (b) Electric components and machines.
- (c) Tailoring and dressmaking.
- (d) Furniture-making and joinery.
- (e) Assembling and repair of small machinery and equipment, including bicycles, scooters, auto-cycles, crusher, mixer, engines, etc.
- (f) Leather-working.

In addition to the foregoing training, the Centre will carry out Research in Small Industries and provide a consultative service.

### 2. THE JAPANESE STAFF to be DESPATCHED to the CENTRE

In accordance with laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan shall take necessary measures to provide at their own expense the services of a Japanese Principal and of a requisite Japanese staff mentioned in annex I (hereinafter jointly called the "Japanese staff").

Note : i) The Government of Japan will pay the necessary expenditure including their salaries and transportation cost between the two countries.

ii) The Japanese staff (which will consist of about twelve men) will be despatched to the Centre as early as possible in the Japanese fiscal year 1964.

### 3. TREATMENT

The Japanese staff and their families shall be granted privileges, exemptions and benefits mentioned in Annex II, and shall be granted privileges, exemptions and benefits no less favourable than these granted to the experts of third countries under similar circumstances.

### 4. ARTICLES to be PROVIDED by the GOVERNMENT of JAPAN

In accordance with laws and regulations in force in Japan, the Government of

Japan shall take necessary measures to provide at their own expense training and teaching materials, machinery, equipment, tools and spare parts sufficient for one year from the commencement of operation required for the establishment and operation of the Centre.

(a) The articles referred to above shall become the property of the Government of Kenya upon being delivered c.i.f. to the authorities concerned at the port of Mombasa.

(b) The articles shall be utilised exclusively for the purpose of the Centre under the supervision of the Japanese Principal.

#### 5. TRAINING of KENYAN NATIONALS in JAPAN

In accordance with the laws and regulations in force in Japan the Government of Japan shall take the necessary measures to grant training awards for training in Japan to Kenyan nationals who will be employed later as assistant instructors of the Centre.

6. The Kenya Government undertakes that in respect of claims arising from or in course of their employment in Kenya it will accord the Japanese staff all the rights, privileges or protection applicable to a Government servant.

#### 7. CONTRIBUTIONS of the GOVERNMENT of KENYA

(1) The Government of Kenya shall provide at their own expense :

(a) a Kenyan Assistant Principal and requisite Kenyan technical administrative and other staff as listed in Annex III.

(b) requisite buildings and land including those listed in Annex IV as well as incidental facilities required therefore ;

(c) replacements of machinery, equipment, tools and any other materials necessary for the operation of the Centre, but not provided by Japan at the time of the establishment of the Centre :

(d) suitable furnished accommodation and transportation facilities for the Japanese staff.

Note : i) The Japanese staff will be provided with suitable accommodation. Charges in respect of such accommodation will be borne by the Government of Kenya.

ii) "Suitable furnished accommodation for the Japanese staff" is understood to mean appropriate residential accommodation comprising two-bedroom accommodation for the Japanese staff and three-bedroom accommodation for the Principal.

It is understood that the Principal's residence shall be as befits his status.

The accommodation will be equipped with electricity and water. A telephone will be provided for the Principal and for other staff if possible.

iii) In case the residential accommodation is not ready by the time the Japanese staff arrive in Kenya the Japanese staff and their families will

be accommodated at suitable hotels at the expense of the Government of Kenya.

(2) The Government of Kenya shall meet :

- (a) expenses necessary for the transportation of the articles to be provided by the Government of Japan within Kenya as well as for the installations operation and maintenance therefor ;
- (b) all running expenses necessary for the operation of the Centre.

Note : "All running expenses necessary for the operation of the Centre" include :

- ( i ) expenses for official correspondence by the Japanese staff including that from Kenya to Japan ;
- (ii) expenses for such official travel of the staff at official rates ;
- (iii) electricity and water costs ;
- (iv) *raw materials for use in instruction ;*
- (v) rents, rates and similar outgoings.

8. RESPONSILITIES and FUNCTION of PRINCIPAL and ASSISTANT PRINCIPAL

The Principal shall be responsible for the general administration of the Centre. The Assistant Principal shall render assistance to the Principal in the discharge of his (Principal's) duties.

9. PERIOD of JAPANESE ASSISTANCE

The period of Japanese co-operation in the operation of the Centre will be three years in principle, but by mutual agreement the period may be extended.

## ANNEX I

### LIST OF THE JAPANESE STAFF AT THE CENTRE

- 1) Principal
- 2) Technical Instructors
- 3) Management Instructors
- 4) Staff on Research and Consultation.

## ANNEX II

### PRIVILEGES, EXEMPTIONS AND BENEFITS

The Government of Kenya shall accord to the Japanese staff and their family members the following privileges, exemptions and benefits : —

- (1) Exemption from Income Tax on all salaries and allowances received by the expert from overseas.
- (2) First arrival exemption from customs duty on the following : —
  - (a) personal property and household effects ;
  - (b) one personal automobile where the Commissioner of Customs and Excise is satisfied that the automobile in question is the property of the expert at the time of his first arrival ; and
  - (c) professional equipment required for the use of the expert for his assignment.

It should be made clear, however, that goods imported free of customs duty under first arrival privileges cease to be so exempted if passed from one person to another except where the recipient enjoys similar privileges. (First arrival period is interpreted as being of three months duration. However, all goods imported under this exemption are subject to certain other conditions imposed by the Commissioner of Customs.

- (3) Medical services and facilities will be provided as may be available for Government Officers.

## ANNEX III

### LIST OF THE KENYA STAFF AT THE CENTRE

- 1) Assistant Principal
- 2) Technical staff,  
Assistants who will work with the Japanese  
staff in each training course
- 3) Administrative staff :  
including typists, clerks, messengers,  
watchmen, etc.

## ANNEX IV

### MINIMUM BUILDINGS TO BE PROVIDED FOR THE CENTRE

- (1) Principal's Room, and Assistant Principal's Room
- (2) Staff Room
- (3) Office
- (4) Library
- (5) Workshops and classrooms
- (6) Assembly room
- (7) General purpose rooms
- (8) Dormitory
- (9) Canteen
- (10) Ablutions, etc.
- (11) Garage

- Note : (i) The Kenya Government will provide land necessary for the establishment of the Centre together with such recreational facilities as may be possible.
- (ii) The Government of Kenya shall consult with the Government of Japan regarding the layout of the buildings.

## NOTE ON LEGAL OBLIGATIONS TO GOVERNMENT SERVANTS

The Kenya Government undertakes that in respect of claims arising from or in course of their employment in Kenya it will accord the Japanese staff all the rights, privileges or protection applicable to a Government servant.

This means that - (a) if any claims by a third party are made against a Government employee as a result of anything properly done by any Government employee in the course of his duties the liability will be accepted by the Government. It should be noted that it has to be something—

- (i) done properly; and
- (ii) in the course of his duties.

In the case of a car accident, for instance, the car has to be both properly driven and driven on official duties. Similarly, in an accident one of the workshops the machinery would have to be properly used and used for the purposes of the training centre;

- (b) similarly and to the same extent a Government servant may claim against the Government in respect of industrial injury under the Workmen's Compensation Rules. These are normally limited to the direct injuries sustained and would not normally, as far as we know, include compensation for e.g. a loss of career prospects because of any interruption caused by hospital treatment.

## MEDICAL PRIVILEGES

- (i) All Japanese staff will be provided with a Medical History Sheet as issued to employees of the Kenya Government.
- (ii) Medical privileges for a member of the Japanese staff, his wife and children will be that accorded to a European officer of the Kenya Government. In general terms these privileges include free medical attention for his wife and unmarried children up to 16 years of age if living with and dependent on him. Fees will, however, be charged for operations on members of his family and for accouchements.
- (iii) Hospital charges will be reimbursed to the extent of the difference between a charge of Sh. 5/-per diem (which shall be borne by the officer) and the actual charge incurred for the officer, his wife and dependant children. Unless the hospital certifies that a bed was not available in a general ward the amount of the charge paid by the Government will be restricted to the difference between a charge of Sh.5/-per diem and the general ward rate. No hospital charges are payable by the Government in the case of accouchements.

小規模工業技術訓練センター  
実施調査団とケニア政府関係  
当局との間の討議議事録

日本政府の命により海外技術協力事業団において編成された矢越幸穂氏を団長とする実施調査団は、小規模工業技術訓練センター設置に関する技術的事項を調査するためケニアを訪問した。

同調査団は1963年8月13日から9月9日までケニアに滞在しケニア政府関係者と意見の交換を行なった。

同調査団とケニア関係当局との間の議事録は下記のとおりである。

同議事録は、調査団の帰国後日本政府関係当局により同議事録を詳細に検討して日本政府の最終決定がなされるので、日本政府及びケニア政府のいずれをも拘束するものではない。しかし同議事録はセンター設置のために必要とする両政府の協定の基礎をなすものである。

ナイロビ 1963年9月9日

実施調査団団長 矢越幸穂

商工次官代理 S.F. Bailey

## 討議議事録

実施調査団とケニア政府当局はケニアの小規模工業技術訓練センター設置のための両者間の協力につき次のような合意に達した。

### 1. (センター)

小規模工業技術訓練センターはケニアのナクルに設置されるものとし「小規模工業技術訓練センター」と呼称される(以下これを「センター」と呼称する。)センターは(1)技術訓練ならびに経営訓練コースと(2)経営訓練コースの2コースにより将来小規模工業の経営者となるものに理論的および実際の訓練を行なう。

その訓練職種は次のとおりである。

(a) 金属加工(鍛造, 板金, 溶接)

(b) 電気機器

(c) ミシン縫製

(d) 木工

(e) 小型機械の組立および修理(自転車, スターター, オートバイ, クラッシュヤー, ミキサー, エンジン等を含む。)

(f) 皮革加工

本センターは上記の訓練のほか小規模工業に関する調査を実施し経営相談のサービスを行なう。

### 2. (センターに派遣される日本側職員)

日本国政府は日本国において施行されている法令に従い、付表Iに掲げる日本人の理事長ならびに必要な技術職員および指導職員(以下「日本人の職員」という。)の役務を自己の負担において供与するため必要な措置をとるものとする。

(i) 日本国政府は日本側の理事長および日本側職員の俸給および両国間の運賃(家族のそれも含む)を含む必要な経費を支払うものとする。

(ii) 日本側要員の人数は約12名とし1964会計年度中にできるだけ早期に派遣するものとする。

### 3. (特権, 免除)

日本側職員およびその家族は付表IIに掲げる特権免除および便宜を与えられるものとし、同様の第三人専門家にも与えられる特権, 免除および便宜より不利でない特権, 免除および便宜を与えられるものとする。

### 4. (日本政府の供与する物品)

日本国政府は日本国において施行されている法令に従い、センターの設置および運営に必要な

な教材、器材、設備、工具、およびセンター運営開始後1カ年分の予備部品を自己の負担において供与するため必要な措置を執るものとする。

(a) 前記の物品はモンバサ港において CIF 建てにてケニアの関係当局に引渡された時にケニア政府の財産となるものとする。

(b) 前期物品は日本側理事長の監督のもとにセンターの目的のためにのみ使用されるものとする。

#### 5. (ケニア人センター補助指導員の本邦研修)

日本国政府は、日本国において施行されている法令に従いセンターの補助指導員となるケニア人の日本における訓練のための研修手当を支給するため必要な措置を執るものとする。

6. ケニア政府はケニアにおいて日本側職員の職務の遂行中に生じた請求に関して日本側職員とケニアの国家公務員に適用されるすべての権利、特権、または保護を与えることを約束する。

#### 7. (ケニア政府の負担)

(1) ケニア政府は、自己の負担において次のものを供与するものとする。

(a) 付表Ⅲに掲げるケニア人の副理事長ならびに必要な技術職、および事務職員。

(b) 付表Ⅳに掲げる必要な建物ならびにこれに要する土地および付帯施設。

(c) 機械設備および工具の補充品ならびにセンターの運営に必要なその他の材料でセンター設置の際に日本国政府が供与しないもの。

(d) 日本側職員のための適当な家具付き宿舍および交通の便宜。

(i) 日本側職員は適当な宿舍を提供される。その宿舍に関する費用はケニア政府が負担する。

(ii) 日本側職員のための適当な家具付宿舍とは、理事長には3寝室、その他の職員には2寝室を含む適当な宿舍をいうものと了解される。

理事長の宿舍はその地位にふさわしいものとして解釈される。

宿舍には電気および水道が設備され、電話は理事長に提供され、可能ならば他の日本側職員にも提供される。

(iii) 日本側職員がケニアに到着の際に宿舍が準備されないときには、日本側職員およびその家族はケニア政府の負担にて適当なホテルに宿泊する便宜が与えられる。

(2) ケニア政府は次の支払を行うものとする。

(a) 日本国政府が供与する物品のケニア内における輸送ならびにそれらの物品の設置操作および維持に必要な経費

b) センターの運営に必要なすべての運営費

センターの運営に必要なすべての運営費には次のものを含む

- (i) ケニアから日本への通信を含めて日本側職員による公用通信の費用
  - (ii) 公用の旅費規定による職員の旅行の費用
  - (iii) 電気料および水道料
  - (iv) 訓練に使用する原材料
  - (v) 借料, 使用料およびそれに類した出費
8. (理事長および副理事長の責任と職務)

理事長は、センターの運営全般について責任を有するものとする。

副理事長は理事長の職務の遂行に関して、理事長を補佐するものとする。

9. (援助の期間)

日本側のセンター運営の協力期間は原則として3年とする。但し、期間は両国間の合意に基づき延長することができる。

付 表 I

センターの日本側職員リスト

- (1) 理事長
- (2) 技術指導職員
- (3) 経営指導職員
- (4) 調査および経営相談職員

付 表 Ⅱ

特権，免除および便宜

ケニア政府は日本側職員およびその家族に対して次のような特権，免除および便宜を与えるものとする。

(1) 専門家が海外から受けるすべての給与および手当に関する所得税免除

(2) 最初に到着した際の次の物品の免除

(a) 身の廻り品および家庭用品

(b) 最初に到着した当該自動車は専門家の財産として税関長に認められた場合自動車1台

(c) 専門家の執務上使用する専門器材 但し最初到着の際の特権により免税で輸入した物品が他人に譲渡された場合は譲りうけた者が同じ特権を享有する場合を除いて，その特権は失効する。

(最初の到着した期間とは3カ月間と解釈される。)しかしながら，この免税に基づき輸入されたすべての物品は税関長が課したある他の条件の適用を受けるものとする。

(3) 医療および医療施設は国家公務員に与えられるものと同様のものが供与される。

付 表 Ⅲ

センターのケニア側職員リスト

(1) 副理事長

(2) 技術職員

日本側職員の下で働く各コースの補助指導員

(3) 事務職員

タイピスト，書記，小使，守衛等を含む。

付 表 IV

センターのために供与される建物明細

- (1) 理事長室および副理事長室
- (2) 職員室
- (3) 事務所
- (4) 図書室
- (5) 工場および教室
- (6) 組立て室
- (7) 一般会議室
- (8) 寄宿舎
- (9) 売 店
- (10) 洗面所
- (11) 車 庫

「注」

- (i) ケニア政府はできうればリクリエーション施設と併せて土地を供与するものとする。
- (ii) 建物のレイアウトについてはケニア政府は日本国政府に相談することとする。

## 国家公務員に対する法律上の義務に関する注解

ケニア政府は、ケニアにおいて日本側職員の業務遂行に起因し、又は業務上より生じた請求に関して国家公務員に対して適用されるすべての権利、特権、又は保護を日本側職員に与えるものとする。

これは次のことを意味する。

(a) もし政府職員がその業務遂行中正当な行動の結果として第三者より当該職員に対して請求がなされた場合は、その責任は政府が負うものとする。

それは次のとおり解釈されるものである。

(i) 正当な行為

(ii) 職務遂行中

例えば、自動車事故の場合には、自動車が公務上、かつ正しく運転されている場合でなければならない。

同様に、実習場での事故については機械が訓練センターの目的のために使用されかつ正しく使用されている場合でなければならないものとする。

(b) 同様に、国家公務員はその同じ範囲内で労働者災害補償規程による工業上の傷害に関して政府に対し請求できる。これらは通常直接にうけた傷害に制限され、また我々が知っているかぎり、通常、例えば、医療処置による中断に起因する将来の経歴上の損失補償を含まないものとする。

## 医 療 特 権

(i) すべての日本側職員はケニア政府の職員に発行されるものと同様の診療券を供与されるものとする。

(ii) 日本側職員とその妻および子供に対する医療特権はケニア国政府のヨーロッパ人官吏と同様のものが与えられるものとする。

一般に、これら特権は日本側職員の妻および本人に同居し、扶養されている16才以下の未婚の子女に対する無料診療を含む。しかしながら家族の手術料および分娩料は自己負担とする。

(iii) 入院料は1日5 シリング（官吏によつて負担されるもの）と官吏およびその妻と扶養家族に要した実費との差額の範囲内で払い戻される。

一般病棟においてベッドがないということを病院が証明した以外は政府が支払う費用の総額は1日5 シリングと一般病棟の入院料との差額に限定されるものとする。

分娩の場合の入院料は政府によつて支払われない。

# ケニア概観

## 1 地 理

### (1) 地 勢

ケニアは英領植民地兼保護領としてウガンダ保護領、タンガニカ国連信託統治地域、及びザンジバル保護領とともに英領東アフリカを構成していた4カ国のうちの一つであり、赤道を中心として南北にまたがり、概ね北緯4度、南緯4度、西経34度、東経41度の間に位して、東はインド洋、ソマリアに面し、北はエチオピア、スーダン、西はウガンダ、南はタンガニカと境を接している。

面積は224,960平方マイルでわが国の約1.6倍にあたる。

地勢は東北部の辺境では荒蕪砂漠地帯をなしているが西南部は海抜3,000フィート乃至10,000フィートの高原地帯をなし農業地帯と言われている。最も肥沃な農業地帯たる白人高地(White Highland)は赤道を中心とする高原地帯に16,196平方マイルの広さをもっている。

なおケニアの地勢で有名なのはリフト、ヴァレー (rift valley) であるが、それはシリアから紅海、エチオピアを通り、ケニアを縦断し、タンガニカ、ニアサランドを経てモザンビクからインド洋にはいる4,000マイルに亘る帯状の大地峡である。地峡の幅はところにより40マイル、深さは2,300フィートに達しており、各地に複雑な地勢を形成するとともに壯麗にして雄大な景観を呈している。

### (2) 人 口

人口は1961年6月の推定資料によれば80数種族に及ぶアフリカ原住民及び少数移民族たる白人系、アジア系、アラブ系その他の人種を合せて7287千人となつている。

アフリカ人は上述の通り多くの種族に分れ、それぞれ風俗、習慣、言語、文化の程度を異にしているが、なかでもキクニ族、ルオ族は人口も多く、最も優秀な種族だと言われており、政治的意欲も強く、民族運動の背景勢力となつている。

### (3) 気 候

気候はケニアの大部分が赤道地帯にあるが海岸地帯と高原地帯とによつて全く異つている。海岸地帯は熱帯性気候で7、8月の冬期を除き高温多湿で凌ぎ難く、海港モンバサは平均気温81度、湿度75%に対し、高原地帯(海拔5,000~10,000フィート)は年間を通じて、空気も乾燥し、気温も高からず低からず、極めて快適な気候である。5,500フィートの高原にあるケニアの首府ナイロビ(Nairobi)は平均気温67度、湿度60%であり、赤道直下9,000フィートの高

原地帯は気温56度と言われている。雨期は4, 5, 6月が長期の雨期で, 10, 11月が短期の雨期となつている。

要するにこの高原地帯における快適な気候は, ケニアにおける国民経済の基盤をなしている農業の中心地帯である白人高地の豊饒な地味の開発と大量の白人移民とを可能ならしめた原因となつている。

#### (4) 保健衛生

保健衛生については衛生省所管の下に国内数10カ所に Health Centre を設けて原住民の衛生管理を行ないマラリアその他の疫病撲滅に努めているが, 最近ではアガカン等の宗教団体が病院を設置し, それに Training school を併設するなどアフリカ人の保健衛生についての援助を行なつている。ケニアは海岸地方の一部のマラリアを除けば, ツエツエ蠅, 眠り病その他の疫病は殆んど見られないと言われている。殊に高原地帯は快適な健康地である。

## 2 政治, 行政組織

ケニアは冒頭に述べたように, ウガンダ, タンガニカ, ザンジバルとともに英領東アフリカを構成していたが, タンガニカは1961年に, ウガンダは1962年に夫々独立し, サンジバルは本年12月に独立する予定である。ケニアは現在のところ未だに英国の保護下であり, 本年12月12日に独立賦与が約束され, 目下独立憲法会議が英国で行なわれている。従つて現在のケニアの政治は1958年4月5日に改正制定されたノレックス・ボイド新憲法に基づいて行なわれている。政治団体としては一応 Kanu (ケニアアフリカ人国民同盟) と Kadu (ケニアアフリカ人民主同盟) の二大政党が組織されており, 政権は現在連立のかたちをとつている。

行政組織としては中央と地方とにそれぞれ必要な組織がある。すなわち中央組織としての政府は女王を代表する総督 (Governor) の下に16人の大臣よりなる内閣が組織されている。大臣はそれぞれの行政の長として主管行政の責に任ぜられている。

ケニア政府は従来異民族の共同参加による政治を統治の基本方針とし, 現地在住の英系人種のほかアジア系2名, アフリカ系1名の大臣を任命していたようであるが, 独立の問題が近づくにつれてアフリカ系の大臣が多く任命されつつある。昨年は総督の外2名の英系大臣 (国内治安国防関係大臣及び農村, 産業, 水利関係大臣) が任命されていたが, 本年においては3月の総選挙以来すべてアフリカ系の大臣となつている。従つて独立を間近に控えて, 現在では既に独立と同様の立場にあつて, 英系, アジア系に属するものは次官以下のポストにおいて行政運営に当つているという状況である。

次に地方組織としての機関は, 英系の州長官及び区長官が任命され, さらにその下部機構として政府官吏である族長, 副族長があり, それぞれ行政の責に任ぜられている。

ケニアは地方行政上, 次の6州 (Province) 及びナイロビ特別区に分れ, 6州はさらに39区

に分れている。

- (1) ニアンザ州 (Nyanza Province)
- (2) 中央州 (Central Province)
- (3) 南部州 (Southern Province)
- (4) 北部州 (Northern Province)
- (5) 海岸州 (Coastal Province)
- (6) リフト・ヴァレー州 (Rift Valley Province)

州及び区長管の主たる任務は管下の行政事務を統轄し、原住民警察官を指揮して管内地区の治安維持にあたり、またアフリカ人裁判所の判決を執行し、アフリカ人町村部落等における行政組織運営の監督を行なうことである。

以上、政治、行政組織について述べたが、来る12日の完全独立の達成とともにこれらの諸種の制度は改革を見るであろうが、それと同時にケニアには解決すべき多くの困難な問題も生ずるであろう。現在考えられる主なる問題としては、ヨーロッパ人農業経営者の土地所有権、農地価格等の問題があり、またアジア人系住民の将来の経済活動、財産保障の問題がある。これらの問題はケニアの政治上の重大な問題であるが、果してスムーズに解決されるであろうか。ケニアが完全独立を達成したとしても、現在依然として資本の海外逃避は続いており、且つ1961年における旱魃に続く大洪水等の天災による財政的打撃は今日もなお大きく残っているようであり、昨年来の経済事情は決して好転しているとは言えない。かりに海外からの援助や投資がなされたとしても、ケニアが経済的自主権をもつことはずっと将来に持ち越されるのではなからうか。

### 3 教 育

ケニアにおける学校教育は、これまで主として白人、アジア人、アラビア人及びアフリカ人と、それぞれの子弟教育機関により、公私立とも人種別に行なわれていたが、間近い独立を約束された本年においてはケニアにおけるアフリカ人の自主独立という民族意識が平穩のうちにぐんと高まり、ためにこの人種別の教育もすでに混合教育へと変りつつある。

教育機関は小学校 (Primary School)、中間校 (Intermediate School) 及び中学校 (Secondary School) に分れ、これらの課程はそれぞれ4年である。また義務教育制度はとられていないが、しかし就学率は漸次高まりつつあって、ナイロビ特別区、中央州では100%に近い就学率であるとのことである。しかし地域によつては就学率50~60%のところもあつて、かなりの隔差があるようであり、正確な就学率は明らかでない。

職業、技術の教育は大別して Trade School 等における Artisan ないし Craftsman の教育訓練と Polytechnic, Technical Institute, Secondary Technical school 等における Tec-

hnician の教育、訓練及びウガンダ University の分校（昨年までは王室技術専門学校として Royal Technical College of East Africa であつた）における Engineer の教育などに分れている。

要するにケニアはその産業発展を担う人材の育成に力を入れているが、しかしまだ施設数、生徒数が少なく、政府の拡充計画も財政事情の逼迫により実施困難の模様である。

なおケニアにはアフリカの子弟教育に必要な教師養成のための師範学校、職業学校等が40数校あつて国民教育に力を入れているが、このほか政府は毎年成績優秀なアフリカ人学生に奨学金を与えて英国等に留学せしめるとともに、アメリカ、インド等の援助によつて留学せしめており、近年その数もかなりの多きに上つている。

#### 4 宗 教

宗教は古くからアラビア人の往来に伴つて、海岸地帯はもとより内陸地方にも持ち込まれ、現在ではアフリカ原住民の間に多数の信者がいる。殊にアガ・カン (The Age Khan) を教主とするイスマイル派の回教徒の勢力は強大である。

一方ケニアにおけるキリスト教の宣教活動も1844年以来年を逐つて活発となり、現在では全土を通じ多数のアフリカ人教徒をもつている。インド人はその殆んどがヒンズー教徒であり、ゴア系人はキリスト教徒だと言われている。

#### 5 産 業

##### (1) 農 業

農業はケニアの主要産業であつて、国民経済に占める農業の比重は極めて大きく、国内需要を充たすほか輸出総額の約88%は農産物となつている。主要農作物はサイザル、紅茶、コーヒー、砂糖、除虫菊、小麦、トウモロコシ等である。牧畜等も盛んに行なわれ、優秀な酪乳品と罐詰類は国内需要を満たして大量に輸出されている。

##### (2) 漁業、林業、鉱業

漁業は河川を利用した鱒漁とヴィクトリア湖、ルドルフ湖等の漁業及びインド洋の海洋漁業とに分れているが、アフリカ人の魚類に対する需要が少ないため漁業は低調で、漁法、加工法等も極めて幼稚である。

林業はアバデア密林地帯等の山林があり、軟木、硬木の生産高は大きい。また杉、松、檜等の植林も行なわれ、林業は盛んである。

鉱業は現在のところ天然ソーダの産地であるマガディ湖から生産されるソーダ灰がその主なるものであり、そのほかには金、銅、黒鉛、アスベスト、カーボン、デオクサイド、キアナイト、マンガン、螢石等が僅かに産出される程度で、地下資源は貧弱である。

### (3) 商工業

商業は首都ナイロビや唯一の貿易港モンバサ (Mombasa) を中心に活発に行なわれているが、白人高地の中核都市であるナクル (Nakuru)、キスム (Kisumu)、キタレ (Kitale)、エルドレ (Eldoret) 等が盛んである。

わが国との貿易状況は近来わが国よりの輸入が激増しつつあつて、輸入高は輸出高をはるかに上回っているが、このような偏倚した貿易が独立後においてスムーズに解消するかどうか、ここに問題があり、適当な対策が考えられなければならないであろう。

工業はかなり多種類にわたつて加工工業及び軽工業があり、主としてナイロビ地区に集中している。ケニア最大のセメント工業その他ビール製造業等の特殊のものを除けば、工業の殆んどが小規模のものである。最近外国からの企業進出もすすめられ、モンバサには昨年来 Shell Oil Co. による 1,000 万ポンドの精油所の設置がみられ、なお本年にはいり独立を目前に控えてわが国はもとより各国からの各種の企業進出の約束が噂にのぼっている。

なおここで電力について見ると、ケニアの電力はビクトリア湖北方ジンジアダム (ウガンダ) 発電所より主として供給を受けているが、現在の需要量からすれば十分に余裕を持っている。電力の普及状況は都市は完全にゆきわたっているが、都市以外の地域における普及率は極めて低い。

## 6 労働事情

ケニアの産業についてはすでに概説したように農業が中心であり、企業らしい企業はごく僅かなもので、その殆んどが零細な企業であつた。しかしこれまではそのような産業の形態でどうか国民生活は維持されてきたわけであるが、現在においては最早このような方法ではどうしようもないところに追い詰められるに至っている。

まずケニアの労働力の需給状況から見ると、それを吸収する力がなく、供給が需要をはるかに上回り、労働力は全く過剰の現象を呈し、失業問題が大きな影を投げかけている現状である。このように過剰の労働力を受けとめる力もないままに、一方都市では法令に基づく最低賃金制が布かれているほか 17 才未満の雇用禁止、労働時間、安全衛生、災害補償等についても法令 (労働時間については一部協定) で定められ労働条件の向上が打ち出されている。さらに労働組合運動も年を逐って活発になってきており、特に農業関係労働者の組織化が進んでいるが、争議の発生もこれを反映して極めて多くなっている。

元来ケニアにおける原住民の所得は極めて低く、ウガンダ等に比べても一般に貧困であり、したがって生活程度も低くなっている。ケニアのこのような事情からして、ケニアにおけるアフリカ人の労働条件の向上ないし労働保護の問題は十分了解できるとしても、要は抜本的な諸般の政策が望まれる次第である。

## 7 結 び

以上ケニアについて概観したところであるが、現在ケニア政府としては、失業問題の解決はもとよりであるが民生の安定を図り自主独立に備えて経済開発に着目し、国民教育に力を入れ、国づくりに必要な人材の養成と工業等の奨励、国内産業に対する助成政策を進めている。現在具体化しつつある施策として見べきものはアフリカ人地域指定地区における経済の発展を図るため、スワイナートン計画をもつて農業の振興に力を注ぎ、或はアフリカ人の経営する小工業の育成発展を図るべく、海外からの援助資金等をもつて融資制度を設け、これを重点施策として実施している。

ケニアには独立を控えた現在、海外から種々の方法で援助の手が差しのべられているがケニア政府もそれを大いに期待しているようである。このような事情からして、わが国が、ケニアに対する援助の方法として、昨年来設置を予定している小規模工業技術訓練センターは、ケニア側より非常に歓迎されているところである。したがって本調査団は昨年派遣された予備調査団の結論に基づく覚書 (memorandum) の線に沿って調査を実施した次第である。

## 調査日誌

8月10日(土)

本調査団は SK-986にて p. m. 1 : 50 羽田発, ケニア小規模工業技術訓練センターの実施調査に先立ち, パキスタンにおける Swedish Pakistan Institute of Technology について予備的調査を行うためパキスタンのカラチ(Karachi)へ向った。p. m. 11 : 00 カラチ到着。

8月11日(日)

a. m. 9 : 00 在パキスタン大使館訪問, 今回の訪問の目的をつけ, 種々便宜供与方を依頼するとともに在パキスタン大使館今西書記官より Swedish Pakistan Institute of Technology の実情および運営状況その他パキスタンの一般状況について説明を聞いた。午後カラチ市内の港湾施設等を視察した。

8月12日(月)

a. m. 9 : 00 ホテル発カラチより約20マイルの Swedish Pakistan Institute of Technology を訪問し, 所長よりその運営状況および問題点等について説明を聞き, 諸施設を視察した。

8月13日(火)

p. m. 2 : 45 カラチ発ケニアに向い a. m. 12 : 00 ナイロビ (Nairobi) 到着, ケニア政府Kiano商工大臣, Maddison 商工次官, 山本総領事等の出迎えを受け, 同空港にて記者会見を行ない p. m. 1 : 30 宿舎に入った。

p. m. 2 : 00 総領事館を訪問, 山本総領事に今回の調査団の来訪の趣旨を述べるとともに同総領事よりケニアの経済, 政治事情等に関する説明を聞いた。なお引き続き今後の調査方針, 日程等について説明打合せを行なった。

8月14日(水)

a. m. 9 : 30 ケニア商工省にKiano商工大臣を訪問, 挨拶ののち同大臣および Maddison 次官, Bailey 次官補他関係担当官とセンター設置に関する基本問題について交渉にはいった。この会議ではまずセンター設置場所が問題となり, 協議が行われたが, 要領を得ないので取敢えずケニア側の要望するナクル (Nakuru) の東アフリカ煙草工場の視察を行なうこととした。

8月15日(木)

a. m. 9 : 00 総領事館を訪問, 今後の調査事務処理について種々打合せを行なった結果, 総領事館の好意により同図書館を調査団事務所として提供されたので, 本調査団はただちに今後の具体的な調査方針, 調査事項等について打合せを行なった。

8月16日(金)

a. m. 8:30 本調査団はナイロビより北西約100マイルのナクルにある東アフリカ煙草会社 (East Africa Tobacco Co.) の工場に行き、センター設置に必要な諸条件について調査を行った。なお同工場視察後、ナクル市長主催の昼食会が催され、ナクル側より市会議長、副議長、その他市会議員の幹部が出席した。

8月17日(土)

前日の調査結果にもとずき東アフリカ煙草会社の工場にセンターを設置することの適否、問題点等について検討した。

8月18日(日)

前日の検討にもとずきケニア側に提出すべき文書、レイアウト、組織表等を作成した。

8月19日(月)

a. m. 9:00 山本総領事と、ナクル視察結果にもとずき今後のケニア側との交渉に関する打合せを行なった。p. m. 2:00 ケニア政府を訪問、センターに関する重要事項について討議を行なった。なお詳細事項に関する検討は、明日からの専門担当者との会議に移すこととした。

8月20日(火)

p. m. 2:30 I. D. C. (Industrial Development Corporation) 会議室においてケニア側と細目事項について協議した。その際ケニア側のセンター構想および予算等について説明があったが、調査団としては一応これを聴取するにとどめた。p. m. 7:30 ケニア側の構想に対する対策、今後の交渉方法等について検討を行なった。

8月21日(水)

p. m. 2:30 I. D. C. 会議室においてケニア側と前日に引続き会議を行ない、わが方より前日のケニア側の提案を反駁し、とくに訓練コースおよびセンターの場所建物についてケニア側の再考を強く申し入れた。

8月22日(木)

a. m. 9:30 山本総領事の同行をえて、矢越団長が商工省に Maddison 次官を訪問、ケニア側の訓練コースに対する見解を質すとともに、センター設置場所について善処方申し入れを行なった。これに対し同次官より説明があり、設置場所としてナイロビ周辺のカベテ (Kabete) の Technical High School の提供について提案があった。p. m. 2:30 調査団は山本総領事林領事同行のもとに、カベテの Technical High School を訪問、ケニア側より Maddison 次官、Beresford I. D. C. 理事長および Technical High School 関係者立会のもとに同施設を視察調査した。

8月23日(金)

a. m. 9:00 林領事の同行を得てカベテの Technical High School の再調査に赴き、改め

てセンター設置につき主として技術的な面より詳細調査を行ない、同施設がセンター施設として適当であるとの結論に達した。p. m. 2:15 この結論にもとづき商工省会議室においてケニア側と協議したが、ケニア側はカベテを適当とする根拠および各訓練コースの Curriculum, Pilot Plant 等の資料の提出を求めた。

8月24日(土)

a. m. 11:00 総領事館に Beresferd I. D. C. 理事長を招き、日本人要員数、職種等について話し合いを行なった。

p. m. 2:00 よりナイロビー周辺の学校等センターに利用できる施設を視察した。

8月26日(月)

前回の会議でケニア側より要求された諸資料について検討作成した。

8月27日(火)

前日作成した資料について再検討を行なった。

8月28日(水)

p. m. 2:30 商工省を訪問、前回ケニア側より要求のあった資料を提出し説明を行ない、引続きケニア側の予算、日本人要員数、設置場所等について協議した。

なおわが方よりセンターのカベテ設置の実現について、ケニア側の努力を強く要望した。

8月29日(木)

p. m. 2:30 商工省会議室においてケニア側と協議を行なった。この協議においては訓練コースおよび職種について原則的に合意に達したが、具体的実施についての細目は改めて日本側の Principal 赴任後協議することとした。

8月30日(金)

a. m. 10:30 商工省会議室においてケニア側に対し前日の討議内容を再確認するとともに訓練期間等について意見の調整を行なった。

8月31日(土)

前日の討議結果にもとづき訓練期間、Pilot Plant, Production Unit 等について、わが方の見解を文書をもってケニア側に提出することとし、これら資料の内容を検討作成した。

9月2日(月)

ケニア側へ提出すべき資料の再検討を行ない、引続き討議議事録の原案の作成にかかった。

9月3日(火)

p. m. 2:30 商工省会議室にてケニア側と会議を行ない、わが方より訓練期間、Pilot Plant, Production Unit 等に関する文書を提出した。なお設置場所についてナクル案がケニア側より再提案されたので、改めて再調査を行なうこととなった。

9月4日(水)

a. m. 9:00 より林領事の同行を得てナクルに赴き、建設省の Sidebothan 主任監察官の協力を得て各建物について詳細な調査を行なった。

9月5日(木)

討議議事録の案を検討作成し、ケニア側へ提出したが、引続きセンターのレイアウトを作成した。

9月6日(金)

a. m. 10:30 商工省においてケニア側と前日提出した討議議事録案について協議した。また佐々木団員は吉田領事と同道してナクルに赴き、ケニア側技術者と建物改修上の打合せを行なった。

9月7日(土)

a. m. 8:00 滝沢、樋口の両名はナイロビ発帰国。

団長および奥野、滝沢、佐々木の4名はレイアウトを作成するとともに総領事館との最後の打合せを行なった。

9月9日(月)

a. m. 8:30商工省において矢越団長と Bailey 次官補が討議議事録に署名を行なった。

9月10日(火)

p. m. 12:40 ナイロビ発帰国の途についた。

## 調査交渉方針

東アフリカ、ケニアにおける小規模工業技術訓練センターの設置に関しては、昨年6月予備調査団が派遣されたところであるが、同調査団は約1カ月に亘ってケニアの政治、経済、社会、文化、人種問題、産業、労働事情等技術訓練センター設置の基盤となる諸般の実情を明らかにし、それに基づく技術訓練センターの設置運営に関する全般的な構想を纏め、ケニア政府に提出した。

その後ケニア政府から在ナイロビ日本総領事館を通じて、同国政府の財政的逼迫を理由に、技術訓練センターの設置場所、訓練職種等の変更に関する提案がなされたが、本調査団としては予備調査団の調査結果から判断してケニア側の提案は調査交渉の過程において考慮することとし、一応予備調査団の構想を基本原則とし、次のような調査交渉方針をたてた。

### 1. 小規模工業技術訓練センターの設置場所について

センターの設置場所についてはわが方の提案に対し、ケニア側はナクル (Nakuru) を候補地として提案してきたところであるが、本実施調査団は予備調査団の調査結果に基づき、センターはケニア各地よりの訓練希望者を受け入れるのに好都合であり、且つ行政、教育、文化、産業等の中心地であるナイロビ (Nairobi) 市又はその周辺に設置することが望ましいことにかんがみ、この原則を貫く方針の下に調査交渉に当ることとする。但し調査交渉において、ケニア側にこの基本方針に大幅な変更を来すような旨を得ない特殊事情がある場合には、外務本省へ請訓し、それに基づいて措置することとする。

なお本件については主として次のような事項につき確認するものとする。

- (1) ケニア側が提供すべきセンター設置の予定地域
- (2) 予定地域におけるセンターを設置する土地の坪数および地質（地耐力）の状況
- (3) 土地確保に必要な手続きないし予算措置の状況
- (4) 電力事情—(電圧、周波数等)
- (5) 燃料の供給状況—(重油、石炭、ガス等)
- (6) 水の供給及び水質の状況

### 2. センター施設（建物および付帯設備）について

建物および付帯設備等センターの施設については、このセンターのもつ特殊性から、経営者養成コースおよび技能者養成コース並びにリサーチ部門等のそれぞれの運営に支障をきたさないように、必要な施設、設備が要求されるので、新しい施設、設備について申し入れることと

する。然しケニア側の財政的あるいは政治的な事情からセンターの設置場所がナクルに決定することとなれば、同地における東アフリカ煙草会社のナクル工場建物を利用することとなる公算が大きいので、その場合には施設、設備の改善はもとより、必要最少限度の施設の増設を要求することとする。

以上の見地からセンター施設については次の事項につき確認するものとする。

- (1) ケニア政府が提供すべき建物および付帯設備の構想
- (2) 予算措置の状況
- (3) 新設建物の竣工期間
- (4) 東アフリカ煙草会社ナクル工場跡を利用する場合の改善及び増設に要する経費の財源状況と竣工期間
- (5) 受電端における供給可能電力量
- (6) 給排水管の状況

### 3. 訓練職種について

訓練職種についてはわが方提案の7職種に対し、ケニア側は皮革 (Leather working)、化学 (Chemicals) 等の職種を設定し、且つこれら職種に組み替えるため、7職種のうち板金および溶接 (家庭用品、建築用板金等)、ラジオおよび電気機器、自動車整備、自転車およびオートバイ等各部門関係の職種をなるべく除きたい旨提案してきたところであるが、本調査団としては、予備調査団の覚書による7職種がケニアにおいて、ケニア人の経営に適する小規模工業として成り立つ可能性があり、且つこの種企業から速かに育成発展せしめることがケニアの現在および将来において最も重要であるとの見地から選定された趣旨にかんがみ、これらの職種を設定して、実施するよう努力することとする。然しケニア側の要望する職種がわが方の予算の範囲内においてまかない得るものであれば考慮することとする。

### 4. センター運営について

本件については主として次のような事項について確認するものとする。

- (1) センターの運営組織についてのケニア側の構想
- (2) 理事長の選任および職務権限
- (3) ケニア側要員、事務関係職員等の構成および待遇
- (4) ケニア側要員 (副理事長および補助指導員) の日本への呼寄せ訓練実施の可否
- (5) センターの所属機関およびその指揮命令系統
- (6) センターの運営費についてのケニア政府の予算措置
- (7) 運営費不足の場合の補充の方法
- (8) センター運営上の関係機関

## 5. 訓練生について

訓練生はセンター設置の趣旨からして、広く国内各地から優秀な人材が募集されなければならないが、アフリカ人の経済的事情から勘案すれば訓練生の負担する経費の軽減等について特別の配慮が必要であり、特に経営者養成コースにあっては既に職業をもって居る者が訓練を受けることとなるので、訓練期間中における生活の保障等について十分なる考慮が払われなければならない事情にかんがみ、次のような事項についてケニア側の考えをたずぬ。

- (1) 訓練生の募集方法および募集責任機関
- (2) 訓練生用寄宿舎の設備
- (3) 訓練生に対する給与、待遇等
- (4) 訓練生の訓練終了後における取り扱い—公的証明制度設定および開業時における特別の便宜、優遇措置その他のサービス等について—

## 6. 日本人要員の待遇等について

本件については第三国の専門家に与えられる特権、免除および便宜よりも不利でない特権、免除および便宜を与えられるものとし、概ね次の事項について申入れることとする。

- (1) 宿舎は家具付で日本人要員として適当な規模のものであること。  
—最少限 居間 1, 寝室 2, 食堂 1, 台所, バス, ガレーヂ付き程度の規模であり、  
且つ冷蔵庫及び電話の備付けのもの—  
—理事長の宿舎はその地位にふさわしい規模の建物—
- (2) 特権免除として所得税、関税等のほか日本人専用の食糧品等については、入国時のみならず、その後も引続き関税免除をなすこと。
- (3) ケニア勤務中の疾病等については、本人および同伴家族に対し、医療施設の完備した病院による無料治療がなされること。
- (4) 公務旅行に要する費用はすべてケニア側の負担とすること。

## 7. 供与機械器具について

本件については主として次の事項について確認するものとする。

- (1) 供与機械器具の据付けまでの一時的保管場所
- (2) 供与機械器具の国内輸送能力
- (3) 供与機械器具の現地修理の可否
- (4) 供与機械器具の現地調達可否
- (5) 供与機械器具の部品補充の可能性
- (6) 補充部品に対するケニア政府の措置
- (7) 訓練用各種資材の現地調達可否

## 8. その他（レイアウトの上から確認事項）

- (1) 自動車整備工場における整備用機械の設置について法的な制約の有無
- (2) 溶接についての免許制度の有無
- (3) 機械設備の据付け工事を施工する指導技術者を専任させることの可否
- (4) 配管工事を施工する指導技術者を専任させることの可否
- (5) 電気工事を施工する指導技術者を専任させることの可否

## 9. 討議議事録

実施調査団は前記のセンター調査交渉方針により、ケニア政府当局と話し合いを行なった上、現地においてケニア政府との間で討議議事録を作成するものとする。

討議議事録に関しセンター設置協定に直接関係する事項については意見の交換にとどめ、それ以上の具体的、または技術的事項については、十分に説明の上、ケニア側の納得を得るようにする。

## 調査交渉の概要

本調査団の任務はケニア小規模工業技術訓練センターの設置について必要な調査乃至交渉を行ない、日・ケ両国間の正式協定のための基本的事項を取り纏めることである。而して本調査団は前章に掲げた方針を定め、それに基づいて調査交渉を行なつたのであるが、その経過は次の通りである。

8月13日 本調査団はナイロビ到着後、直ちに在ナイロビ日本総領事館を訪問し、山本総領事に調査団の来訪の趣旨を述べるとともに、同総領事よりセンター設置に関連する諸種の問題点について説明を聞いたが、その際総領事から特に主な問題点としてセンター設置場所についてケニア側の見解について説明があった。すなわちケニア側は財政的、政治的事情等からして、ナクルに設置することを要望しているとのことであつた。而してさうして同総領事はこの設置案は立地条件、産業事情、その他各種族の密集地域等の特殊事情から首肯し得るところであり、他方ナイロビに設置するとすれば、ケニア側は A. I. D. 等からの資金援助を仰がなければならぬとの意向を明かにしているの、もしそのようなことになるとすれば、我が国の援助によるセンターは日本独自のセンターとしての性格を失う虞れがありはしないか、この点十分に考慮する必要がある旨述べた。そこで調査団としてはこれらの問題点を十分勘案しつつ、今後の調査交渉をすすめることとした。

8月14日 午前9時調査団は山本総領事同行のもとに、ケニア商工省に Kiano 商工大臣を訪問し、調査交渉にはいった。出席者および話合いの内容は次の通りである。

日本側	調査団全員および山本総領事
ケニア側	Kiano 大臣, Maddison 次官, Bailey 次官補 Beresford I. D. C. 理事長, Eid 政府顧問

席上まず Kiano 大臣より調査団歓迎の挨拶があり、これに対し調査団長よりも挨拶の辞を述べ、引続き日本側のセンターの設置構想およびその具体化に伴う問題等について説明を行なった。一方 Kiano 大臣はこの事業はケニアの小規模工業の発展にとつて極めて重要であること、センターの設置場所はナクルにしたいこと、皮革加工を取上げて貰いたいこと等希望意見を述べた。而して今後の調査団との詳細な話合いについては、Maddison 次官, Bailey 次官補等数人の担当者を指名し、調査団への全面的協力を約して退出したが、調査団は引続き次官以下担当者との話合いを行なった。

### (I) 業種に関する問題

業種については①金属加工（鍛造，板金，溶接）②電気機器③ミシン縫製④自動車修理⑤木工⑥小型機器の組立，修理（自転車，スクーター，オートバイ，小型農機具を含む）の6種目とし，以上のほか皮革加工の追加とともに，将来は金属加工に鑄造を加えたい旨ケニア側から提案がなされた。調査団としてはなるべく要望に副うよう検討することとした。

#### (II) 訓練期間に関する問題

訓練期間は調査団より，最低1年間とすべき提案をしたが，ケニア側より10カ月以上とすることは好ましくないとの意見があり，更めて詳細に検討協議することとした。

#### (III) 調査研究部門の設置に関する問題

調査研究部門の設置については，ケニア側より将来訓練機構の拡充その他センター運営に備えて是非考慮されたい旨，強い要望があつた。なお将来の職種の拡充についてはケニア側は日本側よりの援助を期待するが，不可能のときは他のソースからの資金提供によってでも実現していきたい旨の希望表明があつた。調査団は帰国後日本政府に伝える旨約した。

#### (IV) Pilot Plant について

ケニア側はセンターは経営者の養成という特殊性にかんがみ，センターにおける実習場は訓練生が訓練終了後直ちに開業，経営に役立つよう，Pilot Plant の方法を採用ありたき旨 Maddison 次官より強い要望があつた。これに対し本調査団はレイアウトの過程において十分検討する旨約した。

#### (V) センターと外部協力機構について

センターと I. D. C. (Industrial Development Corporation) との協力について，とくに I. D. C. によるセンター修了生への開業資金の融資について話合いを行なつたが，原則的には了解点に達した。

#### (VI) 設置場所

設置場所についてはケニア側より財政的，政治的事情等からナクルを第一候補地として提案があつた。これに対し本調査団としてはあくまでもナイロビに設置する方針ではあるが，一応ケニア側の希望を検討することとし，16日現地調査を行なつた。同行者は日本側 山本総領事，林領事，ケニア側 Maddison 次官，Beresford I. D. C. 理事長，Eid 政府顧問の3名であつた。

ケニア側はナクルにおける，東アフリカ煙草会社の工場建物をセンター設置の場合の建物として予定していたが，本調査団は敷地の広さ，建物の面積，構造，間取り，改修の可能性及び程度，増築の可能性，電力，水の供給，地耐力等について調査を行ない，後日レイアウト作成のうえ，その適否ならびに設置する場合の問題点について，検討協議することとした。同工場視察後，ナクル市長主催の昼食懇談会が催され，ナクル側より市会議長，副議長，その他市会議員の幹部が出席した。また調査団の工場視察の際，ナクル出身のオネコ情報大臣

が挨拶のため来訪するなど、ケニア側のナクル設置についての政治的事情の一端がうかがわれた。

8月17日 本調査団は、前日の調査結果にもとづき、東アフリカ煙草会社の工場建物にセンターを設置することの適否、問題点等を検討したが、その結果については次回の会議に回答することとした。検討の結果は、ナクルの工場施設は① 工場建物は調査研究室、管理室、会議室、教室、視聴覚教室、図書室、相談室等がないので、新設する必要がある。② 前記新設のほか、運動場も必要であり、その他将来予想される拡充に対しても余裕なく、全体として2、2エーカーの現敷地では訓練実施上狭隘である。③ 現建物は工場であったため、訓練を効果的に行なうには適当でなく、可成りの補修改築が必要である。④ 地盤が軟弱である。⑤ 寄宿舎施設がない等の不適当な条件が多く、もしあえてセンターとして使用する場合は、これらの条件を充たすことが第一の前提であるとの結論に達した。

そこで8月19日 午前9時 山本総領事を訪問し、ナクル視察の結果を中心に今後のケニア側との交渉に関する打合せを行なった。その結果、センター設置についてはナクルの設置場所の問題によって相当の日時を費している事情からして、今後の調査交渉についてはこれを効果的に進めるため一般的に問題点を取り上げ、文書をもつてケニア側に提出し、その回答を求めたうえで調査交渉を行なうこととした。

8月19日 午後2時 商工省を訪問し、別添(1)のようなセンターの設置に関する照会事項について、ケニア側の考えをたじた。当日の出席者は次の通りである。

日本側 調査団全員、山本総領事、林領事

ケニア側 Maddison 次官、Beresford I. D. C. 理事長、Eid 政府顧問

これに対しケニア側は次の通り回答があった。

- (1) センターの設置場所はナクル工業地帯の東アフリカ煙草会社の工場を予定しており、すでに政府は会社と5年間の貸借について話が纏まっている。必要によってはその貸借期間は3年の延長が可能である。(貸借料、地代等はセンターの経費より支払うことになっている。)
- (2) センター設置の予算はすでにケニア政府で計上済みである。
- (3) センターには運動場は必要ないと思われるが、自動車試運転等のために必要であればナクル市内の他の運動場の提供につき市当局と話合って善処したい。その他将来の拡張をみこんだ3エーカーの土地の追加については、所管の東アフリカ鉄道港湾管理局と話して満足のゆくようにしたい。
- (4) 土地の地盤については据付けられる機械の重量(最大は油圧プレスで平方米当り5トン程度)に応じた床の強化を行なうが、これに必要な地耐力については東アフリカ煙草会社と相談して確認し善処したい。
- (5) 実習場として使用するために必要な工場の改修は、同工場を煙草会社に返却する際に元の

- 状態に直して返す条件であり、その範囲以上のことはできない。
- (6) 改修は調査団から提案あり次第、建設省等と協議し、その見積りにもとづいて措置したい。  
日本側の要求する建物の新築は予算がないので不可能であり、局部改修しかできない。  
なおケニア側の計算によると現在の工場は所要面積の2倍の広さがあり十分である。
  - (7) 寄宿舎はセンターの傍に建てることは不可能であるので、ナクル市に交渉しYMCAの寄宿舎の提供をうけることとしたい。
  - (8) 日本側供与機材が3月に到着するならば、ケニア側は機材到着後直ちに据付けできるよう準備したい。モンバサ到着後の機材の保管はケニア側が十分に責任をもって当るが、日本側よりもナクルへの機材の搬入、配置、据付けのため、日本側要員の早期派遣を要望したい。
  - (9) 機材はモンバサ到着とともにケニア側が引き取り、輸送はケニア側の負担で行なう。また機材部品は日本側より最初の、一年分が供与されることについて了解し、それ以降の機械部品についてはセンターで調達を行なうこととするが、その場合機械類および部品はコマーンシャルベースにより継続供給される必要がある、日本側の特別の配慮を希望する。
  - (10) センターの名称は“Small Industry Research and Training Centre”とする。
  - (11) センターの所属はケニア商工大臣に直属し、その指揮監督下におかれる。
  - (12) センターの組織は日本側の提案に原則的には同意するが、詳細は今後の細目協議の際に取り上げる。なお調査部及び経営相談の専門家追加派遣は歓迎する。
  - (13) ケニア側スタッフは副理事長1名、補助指導員6名、事務員等24名とし、すでに所要予算措置済みである。
  - (14) ケニア要員の待遇は、ケニア政府公務員の通常の規定に従ってきめられる。
  - (15) 調査団のケニア側要員に対する資格条件(Trade School卒業後数年の実務経験を有するものとし、8ヶ月間日本に呼寄せ訓練を行なう)の提案は了解する。なお調査団が帰国前に、これら要員と面接することは時間的に困難である。
  - (16) ケニア側のセンター運営の予算は8月21日に提出する。
  - (17) センターの訓練過程で生産される物品を売却し、センターの補修費、訓練用機材費に充当する調査団の提案は了承する。
  - (18) 訓練生の訓練終了後、開業できるまでのつなぎと再訓練のため、ならびにセンター運営費自給自足の一手段としてのProduction Unitに関する調査団の提案については、ケニア側はこれら訓練生が訓練終了後、I.D.C.からの資金融資によって直ちに開業できるので、その必要はないと思われるが、この点はコースの問題と併せて今後の研究課題としたい。
  - (19) コースの期間および定員に関する調査団の提案については今後相互に専門家間で討議決定することにするが、ケニア側は実技訓練とあわせて、Pilot Plantにより訓練する方法を要望する。

- 20) 訓練生の入所資格の問題はコースが未定であるので、その検討の際併せて協議したい。訓練コースは調査団では少なくとも12ヶ月の期間を要するとの見解であるが、ケニアの事情としては12ヶ月の長期間に亘り訓練を行うことには問題があり、特にアフリカ人は好まないものでケニア側としては訓練コースは技術と経営とを併せ、訓練期間を10ヶ月程度のコースとしたい。なおこの期間の決定は改めて今後の細目協議にゆずることとする。
- 21) 訓練生の生活保障については、訓練生の入所とともに I. D. C. から資金融資を行ない、これによって生活を維持して行くようにしたい。
- 22) 卒業者に対する修了証書は担当要員、理事長および商工大臣または次官が署名して与えることとする。
- 23) センター修了生に対しては I. D. C. による開業資金の融資のほか I. D. C. の小工業振興部で必要に応じフォローアップし、援助、監督するようにする。またセンターの生産品の販売等については十分配慮する。
- 24) 日本側要員の特権、免除に関し、理事長と要員のための住宅については、それぞれ 600 ポンド及び 450 ポンドの家賃を予算計上しているの、これによって調査団の要望する規格の家が提供できる。
- 25) その他の特権免除は下記の通りとする。
- ① 要員が海外からうけた給料に対する所得税の免除
  - ② 最初に到着したときの関税免除は
    - イ) 身廻品及び家財
    - ロ) 最初の到着時に要員のものであることが税関により認められた自動車1台
    - ハ) 職業上の必要機材とし、  
但しこの関税の免除はその物品が同一の特権をもっているもの以外に譲渡されたときは中止される。
- 26) 医療のサービスは政府の職員と同等のものが与えられる。
- 27) ケニア国内で購入した物品の税金は第三国技術援助の専門家と同様に免除されない。
- 28) 公用旅行の経費はケニア政府の職員と同じ基準によって支給される。
- 29) 日本側要員のセンターと住宅間の通勤には、小型バス提供をすべくその購入費の予算はすでに計上済みである。

以上のケニア側の回答に対し若干の意見の交換が行われたが、訓練期間コースおよび定員その他の未決定事項は、今後細目についての打合せ会で協議することになった。

8月20日 午後2時30分より午後5時まで I. D. C. 会議室で細目事項について打合せを行った。当日の出席者は次の通りである。

日本側 調査団全員、林領事

ケニア側 Beresford I. D. C. 理事長, Eid 政府顧問

席上ケニア側はセンター設置についての考え方について、次のような見解を述べた。

- ① ケニアでは現在アフリカ人は約60万（総人口の約7.5%）がヨーロッパ人、アジア人に雇用されており、このうち約10万人が商工業に従事している。
- ② この商工業技術者のため政府は過去20年間に亘って職業訓練を行ってきた。
- ③ このような職業訓練学校を出て実務についている人々のなかから、小企業者となる者を選んでこれを自立せしめるため、開業資金を融資する方針である。
- ④ 勿論これらの人々は十分な技術をもっていることが必要であり、そのような基準で選定し、経営知識を授けて、自立自営せしめるのがセンターの構想である。
- ⑤ 現在の被雇用者中、自営に必要な十分な技術をもったものの数や、その下で雇用される技能者の数についても十分ケニア政府は考慮した上でのことであり、従って、雇用労働者としての技能訓練をこのセンターで新しく始めることは考慮していないし、その必要もないと思う。
- ⑥ また、どこに、どの程度の、どんな工業をつくれればよいかということも現在研究中であり、今後も研究し、それによって将来は新しい職種をつくることも考えている。
- ⑦ このような仕事をセンターと今後相談してゆくつもりで、そのためにセンターの業務をただの Training でなく Research and Training としたい。

そして引続きケニア側よりセンターの実施計画案を提示し、説明があった。その内容は下記の通りである。

#### A 実施要綱

##### (1) 目的

- イ) 基礎的技術の有資格者で小規模工場の経営者たり得る者の訓練
- ロ) 小規模工業の開発と工場の設置のための調査の実施

(2) 業種の数 6業種

(3) 訓練期間 平均10ヶ月

(4) 訓練生の定員 1業種10名 計 60名

(注) この定員数は集中的訓練効果の適正規模、産業的条件、融資等を勘案して決める。但し、次年度より定員増を図るものとする。

##### (5) 訓練生の募集

指定地域から選定採用する。

##### (6) 開業の方法

企業の設置は各人の投下資本と融資の両立により、センターの訓練生はこの融資の条件が与えられる。

## B 予 算

### (1) 訓練生

住居費，食費等の生活費は貸付金によつて賄われる。

旅費及び小遣いは自己負担とし，大部分の訓練生が週末には帰宅すると思われるので，訓練は1週5日とする。

### (2) 初度調弁費

小型バス	£	1,300
機械の運搬と据付け	◇	500
建物の改修	◇	800
事務用備品	◇	1,500
日本人要員の身廻り品の輸送	◇	70
家賃等	◇	160
臨時費	◇	1,420
ケニア側要員の滞日中の経費	◇	900
計	◇	6,650

### (3) 経常費

管理費	£	5,600
補助指導員人件費	◇	2,000
その他事務職員人件費	◇	6,700
運営費	◇	6,000
原材料費	◇	650
雑費	◇	1,000
計	◇	21,950

なお実施要領および予算に関して，ケニア側より大蔵省がセンターに出しうる経常費の最高額は年£25,000であること，日本側要員を13名とすると，管理費のみで£4,900増額となること，I. D. C. の融資資金として，現在£15,000,000あること，訓練生は入所の際に試験を行ない，これにパスしたものに融資してやること，返済期限は5年から7年で利子は6%であること。訓練中の訓練生の生活費は融資によつて賄い，万一訓練の途上で挫折して開業に至らなかったときは融資を返済せねばならないので訓練中の経費は補ってやること等の説明があった。調査団としては，ケニア側の案は，コース，訓練期間等わが方の考えと可成り相違する部分があるが，時間の関係もあり一応聴取することにとどめた。

8月21日，午後2時よりI. D. C. 会議室において会議が開催された。当日の出席者は次のとおりである。

日本側 調査団全員、林領事

ケニア側 Beresford I. D. C. 理事長、Eid 政府顧問

この会議では調査団はケニア側の前日の提案について反駁し、とくに訓練コースについては10カ月の経営者養成コースだけではたとえ訓練生が実務経験をもっているとしても現実には技能程度も一般的に低く、加えてその従業員は単能工であるので、企業経営には経営者もなるべく熟練多能工としての技能をもっていることが望ましく、また必要である。従ってたとえ経営者の養成を目的とする訓練所であっても、経営者およびその従業員となるものに対する技能訓練は必要であることを強調した。なおこれに関連してセンター設置場所については、ナクル工場が狭隘等の理由で適当でなく、増築するか、もしくはそれが可能でなければ他の場所を選定すべきであるとの見解を述べ、ケニア側に再考方を強く申し入れた。これに対しケニア側より予備調査団の提案による中核的技能者の養成は、その後17才未満の青少年の就業禁止の法律ができたことなどより実施を取りやめたこと、またこのセンターは College に相当する高度の訓練施設とする方針で、訓練内容もそれに相応するものとした旨の説明があったので、調査団はこれを了承した。

8月22日、午前9時30分矢越団長は山本総領事の同行を得て商工省に Maddison 次官を訪問し、さきの交渉で解決しなかった諸問題について話し合いを行ない、下記の通りの了解に達した。

- (1) センターの訓練の定員は100名とし、入所資格は所定の年齢(25才以上)に達し、少くとも Artisan Grade I の資格をもち、かつ数年の実務経験を有する者とする。
- (2) 訓練コースは(イ) 技術及び経営訓練コース (ロ) 経営訓練コースの2コースとし、前者では特定の小規模企業に必要な実技に関する追加訓練と、企業の自営に必要な凡ゆる面の経営知識を与え、後者では主として企業の経営に必要な包括的経営知識を与える。
- (3) 訓練期間は、(イ)のコースは1年、(ロ)のコースは6ヶ月とする。
- (4) Research 部門の設置については、将来センターにおける必要職種その他訓練に必要な事項について新たな可能性を調査するものであり、ケニア小規模工業の開発のための政策遂行にとって重要性をもつものであるから、調査団は日本側要員として調査業務を含む13名の専門家の派遣について日本政府に伝える。
- (5) センターの設置場所についてはナクルの煙草会社の工場がセンターとして不適當である点を指摘したところ、これに対し Maddison 次官は新たにセンター候補地としてナイロビ郊外のカベテの工業学校の施設について提案した。しかしこのカベテの施設を転用する場合附帯施設の整備のための大きな予算が必要であり、その場合の追加経費は日本政府が考慮してほしい旨ケニア側より申し入れがあった。

以上の各項目は今後の細目の技術的検討の基礎となるものであることが確認された。

なおこの交渉の結果に関し Maddison 次官は同日付をもって山本総領事に書簡を呈し

- ① 訓練定員を60名から100名に増加すれば同時に訓練経費も50%程度増加することとなるが、これに伴う予算の増加については保証できないこと。
- ② センター設置場所をカベテとする場合、附属設備等に相当の経費を要するがその場合の経費の日本側の負担について考慮ありたいこと。
- ③ ケニア側としてもナクルの工場の賃借について東アフリカ煙草会社と話し合いを終っており、変更については至急決定する必要があること等について総領事の確認を求めてきた。そこで本調査団はひとまずケニア側より提案のあったカベテの工業高等学校にセンターを設置することについて、その可否を確認するため午後2時30分山本総領事、林領事の同行を得てカベテの Technical High School を訪問した。ケニア側よりは Maddison 次官、Beresford I. D. C. 理事長及び Technical School 関係者立会いのもとに同施設を視察、調査した。調査の結果同施設はナイロビとの距離、建物の配置、建物の使用効率、改修所要経費等よりこれを適当と認め明日引き続き詳細調査を行なうこととした。

8月23日 調査団員のうち、諸沢、奥野、佐々木、樋口の団員4名は林領事の同行を得て午前9時カベテの Technical High School の再調査に赴き、改めてセンター設置の適否につき主として技術的な面より詳細調査を行ない、適当であるとの前日の結論を確認した。

この確認にもとづき、午後2時15分商工省を訪問会談を行った。当日の出席者は次のとおりである。

日本側 調査団長、山本総領事、滝沢団員

ケニア側 Maddison次官、Bailey次官補、Beresford I. D. C. 理事長およびEid政府顧問

この会談の結果

- (1) センターの定員は100名とし、訓練及び宿泊施設も100名を基準とし、一職種10名以上コース最低人員を60名とする。
- (2) センターの日本側職員はケニア側としては理事長を含め10乃至11名とすることが望ましいが、調査団が12名を必要とする場合はその詳細理由を文書で次の会議に提出する。
- (3) 調査団は訓練内容を分析し、これを文書で提出し、Bailey次官補にその予算用途を理解せしめ、センター関係の政府予算の確保に努力せしめることとする。この点は8月28日の会議で更に討議する。
- (4) センターの設置場所の選定については Maddison 次官指摘のように重大な政治的事情があるので、この重要事項の政府の決定に資するため、調査団は早急にナクルとカベテの候補施設の利害得失を詳細に分析してケニア側にその資料を提出することとする。
- (5) 調査団はセンターのそれぞれの訓練コースの Pilot Plant について詳細な計画を作成し、次の会議に先立って Bailey 次官補に提出するものとする。

(6) センターの設置場所と、訓練方針の決定に資するため教育省の技術関係当局との会談を8月29日午後2時30分に開催することとする。また調査団とケニア側代表の総合的全体会議を8月30日午後2時30分より開くこととする。

8月24日 午前11時、総領事館に Beresford I. D. C. 理事長を招き、日本人要員数、職種等について話し合いを行なった結果、同氏はその予算の範囲内で日本側要員を12名とすることに同意した。また職種については、自動車整備はケニア側で中小企業融資の対象とならぬため、機械の組立、修理部門の中に入れることを要望したので調査団としてはこれを了承した。そこで午後2時よりセンター設置候補場所をあくまでナイロビ周辺に求むべく、疎開した学校等の施設を視察した。

8月26日および27日、8月23日の会議においてケニア側より求められた諸資料について検討を加え、これが作成に終始した。

8月28日 本調査団は午後2時半商工省においてケニア側と会議を開催した。当日の出席者は次のとおりである。

日本側 調査団全員及び林領事

ケニア側 Bailey次官補, Beresford I. D. C. 理事長, Eid政府顧問

席上まず調査団より、さきにケニア側から要求のあった諸資料について別添2を提出し、概略説明を行なったのち各項目について話し合いを行なったがその結果は次の通りである。

(1) ケニア側のセンター予算は3年間で £75,000 であることについてこれを確認し、了解した。

(2) 日本側要員の数についてはケニア側は約12名の必要性は認めるが予算が7名分しか計上していないとの理由で12名の受入を渋ったが、ナクル地域の家賃が比較的低廉であり、かつ英国人引き上げによる空家が増えつつあることより、予算内で若干の融通性をもたせれば7名分の予算で12名の住宅確保が可能であり、日本側要員がその条件を了承することを条件として12名派遣について相互了解に達した。

(3) センターの設置場所についてはケニア側はカベテが適当であるとの調査団の主張に原則的に同意するが、ケニア側予算の関係上ナクル案を変更する意志なく、またナクルにセンターを設置することはすでに閣議で決定されており、かつ重大な政治問題を含んでいることからこの閣議決定を変更することは極めて困難であるとの説明があったので、本調査団としてはカベテ案の実現についてケニア側に再考を促し、ケニア側はこれを了承した。

(4) そこで、センターがカベテに決定した場合、ケニア側は調査団のレイアウトにもとづき建設省に至急設計させることとなった。

8月29日 本調査団は午後2時30分より商工省会議室においてケニア側と会議を行なった。当日の出席者は次のとおりである。

日本側 調査団全員、林領事

ケニア側 Bailey次官補, Beresford I. D. C. 理事長

まず前日提出した諸資料に関し、コースは技術および経営訓練コース並びに経営訓練コースを設けることに了解が成立した。職種については日本側提案の ①金属加工 ②ミシン縫製 ③木工 ④電気機器 ⑤ 皮革加工 ⑥小型機械の組立修理の6種目に対してケニア側は原則的には了解したが、職種の選定は I. D. C. の融資基準との関係もあり、その点ミシン縫製、木工、皮革加工の三種目は融資の対象として好適であるので、この3種目に重点をおき、他の3種目は需要の関係上訓練生全員に融資できるとは限らないので、場合によっては技能者の養成のみとなることもありうるとの見解が表明された。そこで、さらに話し合いの結果、カリキュラム、具体的実施方法等細目決定は改めて日本側理事長赴任後協議することとし、なお前記の職種問題についてもその際にさらに検討することとした。

8月30日 午前10時半商工省会議室において前日の会議内容について引き続き話し合いを行った。当日の出席者は次のとおりである。

日本側 調査団全員、林領事

ケニア側 Bailey次官補, Beresford I. D. C. 理事長, Eid政府顧問

まず前日の会議内容について再確認を行なったところ、訓練期間についてはケニア側は技術および経営訓練コースをスタンダードコースとし、訓練生には休暇の必要性はないので日本側提案の45週を50乃至52週とし、その増加分についてはケニア側専門家が一般教養等を教えたい希望であり調査団はこれを了承した。

続いて経営訓練コースの期間については、ケニア側は3ヶ月案を出してきたが、本調査団としては、かかる短期では経営知識について十分訓練を行うことが不可能であることを説明したが、ケニア側は予算を理由に不可能であることを主張したので結論をえず、この問題は次回の会議にゆづることとした。

なお、設置場所についてはケニア側は Kiano 大臣不在のため、協議できないので大臣の帰国する来週早々に決定したい旨申入れがあつた。よって調査団はこれ以上話し合いを行なうことは無意味であるので、ケニア側の設置場所決定まで会議を休むこととしたが、次回の会議は設置場所の問題をも併せ協議することとし9月3日に開催することとなった。

8月31日 前日の討議の結果にもとづき経営訓練コースの訓練期間、Pilot Plant, Production Unit 等について本調査団の見解を文書をもってケニア側へ提出することとし、これら資料の内容を検討作成した。

9月3日 午後2時30分 商工省会議室において会議を行なった。出席者は次の通りである。

日本側 調査団全員、林領事

ケニア側 Bailey次官補, Beresford I. D. C. 理事長

まず調査団より経営コースの訓練期間、Pilot Plant、Production Unit 等に関し別添3の如き資料を提出し説明を行ない、ケニア側の同意を得た。

続いてケニア側よりセンターの設置場所について発言あり、ケニア側事務当局は日本側の希望に副うべく極力努力したが、大臣としても政治状勢上閣議決定事項をくつがえす案を閣議に持出すことはできない、又その意志もない従つて、ケニア側としては、本調査団に対しナクル設置について再考し、協力ありたい旨調査団に要請あり、話し合いの結果これがケニア側の最終案であることを確認するとともに、ナクルの政治上、財政上、産業上、地理的及び交通上の位置及び地元の熱意等より判断し、ナクル設置に原則的に同意した。しかし、なおケニア側はさらにナクル設置の場合調査団の要求する増築については予算上不可能である旨の説明あり、かつ改修についても調査団の計算による6000ポンドの額は2000ポンド程度に減らしてほしい旨の申入れあつた。本調査団としてはナクル設置の場合には改修上の問題を含めて改めて技術的に詳細な検討ならびにレイアウトの作成を行なう必要があつたので、翌日ナクルに赴き再調査することとした。

9月4日 調査団は午前9時より林領事の同行を得てナクルに赴き建設省の Senior Inspector Mr. P. Sidebotham の協力を得て各建物について詳細な調査を行なった。

9月5日 ナクルの再調査の結果大体の結論を得たので早朝より討議議事録の案を検討作成し、午後3時ケニア側へ提出したが、引き続き前日の調査結果にもとづきセンターのレイアウトを作成した。

9月6日 午前10時30分商工省において前日提出した討議議事録案について討議し合意に達した。出席者は次の通りである

日本側 調査団全員、林領事

ケニア側 Bailey次官補、他一名

続いてセンター開所時期、研修生の派遣時期等について意見の交換を行ない、これをもって本センターに関する調査団とケニア政府との折衝を終了した。

なお佐々木団員はナクルに赴き、レイアウト作成およびケニア側技術者との建物改修上の諸打合せを行ない、本調査団の改修案についての了解をとりつけた。

9月7日 午前8時 諸沢、樋口の両名はナイロビ発帰国の途についたが、団長および奥野、滝沢、佐々木の各団員4名はレイアウトの作成および総領事館との最終打合せのため残留し、終日総領事と協定、要員派遣、研修生受入、機材購送および運営上の諸問題等について打合せを行なった。

9月9日 午前8時30分商工省において矢越団長と Bailey 次官補が討議議事録に署名を行ない挨拶を交した。

9月10日 ナイロビ発帰国の途についた。

## 別添 1 centre の設置に関する照会事項

### 1. Centre の設置に関する事項

(1) Centre はナクル市所在の東アフリカ煙草会社ナクル工場に開設したいとのケニア側の意向であるが、この工場の土地及び建物はその確保について、既にその手続きがなされているか。

(2) もしナクルの煙草会社の工場を Centre として使用することとすれば、次のような点について考慮する必要があるが、これが予算措置はなされているか。

(a) 土地については現在の土地(2.2エーカー)では訓練実施上狭隘であり、また訓練生に多く見られる奇形の発達の防止、健康増進等の見地から運動場の設置は是非共必要である。なお将来リサーチによつて訓練職種の増設拡大が予想されることなどにかんがみ、さらに少なくとも3エーカーの土地が必要であること。

(b) 現在の土地は訓練用機械器具類設置の場合、地盤が軟弱であることにかんがみ、土地の強弱(地耐力)に関する資料を基として、必要限度の地盤を補強する必要があること。  
(その部分については改めて示すこととする)

(c) 現存の建物については訓練上の施設として、実習場(Work shop)としては概ね利用し得るも、各職種の訓練を最も効果的ならしめるためには、必要な補修、改築がなされるべきこと。

(d) なお現存の建物は実習場としてのみ利用が可能であるから、われわれ調査団としては調査研究室、管理室、会議室、一般教室、視聴覚教室、図書室、小規模工業経営者のための相談室等を設けることの必要性を痛感する。

従つて別紙資料1の通り建物の増築が考えらるべきこと。

(3) 日本側から供与される訓練用機械器具類は、すべて明年3月までに到着するよう発送したいが、これらの機械器具類は到着後、直ちに据付けをなし得るよう建物を完備することが可能であるか。

(4) 叙上の機械器具類はモンバサ港到着時から Centre 開設までの間、適当にして安全な場所に保管する必要があるがその準備はよろしいか。

(5) なお機械器具類の現品はモンバサ港到着と同時にケニア政府に所有権が移転することとなるので、これが引き渡し後の補充品はケニア政府の負担となるが、この点よく了解できるか。

### 2. Centre の運営に関する事項

(1) Centre の名称は“Kenya Small Scale Industries Research and Training Centre”でよいか。

- (2) Centre はケニア政府の如何なる機関に属し、何れの指揮監督下におかれるものか。
- (3) Centre の運営組織は別紙資料 2 の通りにすることが必要であるかどうか。この場合、人的構成は次のようにすることが望ましい。
- (a) Centre の運営の責任者としての理事長 (Director) 1 名は日本側が担当することとしたい。ただしこれは協力期間中とし、協力期間終了後はケニア側に担当を引継ぐものとする。
- (b) 副理事長 1 名はケニア側が担当することとしたい。
- (c) Centre の各部門における日本側の技術的、専門的事項を担当する要員はそれぞれ 1 名程度 (Research部門, Management 部門は必要数の人員とする) の範囲内において派遣する予定であるが、本件は協定調印の際に決定することとしたい。
- (d) Centre における日本側要員は、上述の通りであるが、これら要員の補助員となるべきケニア側要員、事務関係職員等の人員は (最低 20 名限度) を必要とするが、これらの人員配置は可能であるか。
- (4) Centre の日本側、ケニア側要員の待遇 (日本側要員の俸給は日本側負担) 等に関する構想は如何か。
- (5) Centre におけるケニア側の副理事長及び補助指導要員は日本側要員の補助者となり、且つ、将来の Centre の幹部要員であるから、ケニア側要員 7 名を日本側の負担において、日本に招へいし、約 8 カ月間、それぞれ必要な訓練を実施したいが適任者の派遣は可能か。
- もし、可能であれば、これらの要員は Trade School or Technical School を卒業後、数年以上の実務経験を有し、年齢 25 才以上のものが望ましい。なおこれらの要員は Centre における各部門のいずれか一つの業務を担当するため、必要な訓練を受けるものであるがこれらの要員の選定は可能か。
- もし、可能であれば、その派遣時期を知りたい。出来得れば、早期に選定の上、われわれが貴国滞在中にこれら要員候補者と面接し、日本の事情を一応紹介し、予備知識を与えたいが、この点如何か。
- (6) Centre 運営については毎年必要な経費が計上されなければならないが当面の経費に対する予算措置はなされているか。
- (7) Centre における訓練の結果当然生産される物品は民業を圧迫しない限度において、これを最も合理的な方法によつて売却し、Centre 運営経費の一部に充当する考えがあるか。例へばわが方が供与した機械器具の補修費、訓練用機械器具費、原材料費、その他雑費等の一部に充当する考えであるか。
- (8) なお、Centre における訓練においては訓練生の訓練終了後、就職ないし企業自営までに一定期間を必要とするものもあると思われるが、この場合そのプールの方法として、あ

るいは、技能水準向上のための再訓練の方法として、さらには運営経費の自給自足的な方法として、Production Unit が考えなければならないが、この方法の採用について見解は如何か。

- (9) Centre における技能者の養成及び経営者の養成の訓練は、昨年の予備調査実施後1年を経過し、相当状況も変化しており、且つ又、貴国の特殊事情等によりそれぞれの訓練定員は技能者養成コースについては何名、経営者コースについては何名とするか希望があれば承りたい。

なお訓練期間は前者を1年とし、後者を6ヶ月としたいが、この点も承りたい。

(参考) 技能者養成1年コース及び経営者養成6ヶ月コースの教習基準は別紙資料3の通りである。

- (10) 訓練生の募集については技能者養成コースにあつては Intermediate School 卒業以上の実力を有するものを対象とし、経営者コースにあつては Trade School 以上の学校卒業生、又は今回新に設置される Centre を卒業したもの及び一般のケア人小規模工業経営者を再訓練の必要上から、これを対象とすることが望ましいが、このことに対する見解は如何か。

- (11) 訓練生は国内各地から入所するものと思われるが、これらのものを収容するための宿舍の設置は可能であるか。

- (12) 技能者養成コースの訓練生は入所経費の負担に苦しむものもあると思われるが、この経費の軽減ないし無料とすること、その他優遇措置について考慮する用意があるか。

- (13) 経営者コースの訓練生については既に企業を経営し或は職業についているものも多いと思われるが、彼等が訓練を受けるについては、訓練期間中の生活保障その他優遇措置について考慮する用意があるか。

- (14) 訓練生の訓練終了については彼等に Director の発行する終了証書を与え、そして彼等が仕事に誇りと自信をもち、自己の能力を十分発揮するように、例えば修了証明書に政府の主管部局長の副署をし、修了証明書を公的権威あらしめるとともに一定の資格を附与して社会的評価を高めることが望ましいが、その措置について考慮する用意があるか。

- (15) Centre 修了者は小規模工業の開業はもとより経営において特別の便宜、優遇等の措置を講ずる考であるか。

例えば、小規模工業の開業に当り、必要な資金の優先的貸付或は訓練終了を資金の貸付条件とし、経営上においては生産資材の入手、生産品の販売等について特別の措置を執る用意があるか。

### 3. 日本人職員の待遇等に関する事項

- (1) 日本人職員の宿舍については適当な家具付で最小限次の如き間取りとし、居間1、寝室

2. 食堂1, 台所, バス, 西洋式便所, 物置, ガレージ付程度の規模で, 冷蔵庫及び電話の備付けを要求したい。なお理事長の宿舎については, 理事長としてふさわしい規模の家屋を提供されたい。

なお日本人職員が到着した時, 前記宿舎又は家屋の提供が不可能な場合, その期間中ケア側の負担において適当なホテルに宿泊出来るよう要求したい。

- (2) 日本人に対する特権免除としては所得税はもとより日本人専用の食料品等については, 最初の申告のみならず, 爾後の輸入についても関税免除の措置を要求したい。
- (3) 日本人の医療については, ケア勤務中の疾病等に関し, 本人及び同伴家族に対し, 医療設備の完備した総合病院による無料診療を要求したい。
- (4) 日本のセンター用務による公的旅行についてはその必要な費用はケア側の負担とし, 又公用旅行は原則として航空機を利用することとし航空路線なき場合は他の適当な交通手段とすることを要求したい。
- (5) センターおよび宿舎間の交通については, Centre の円滑なる業務の運営を図るため, ケア側において何んらかの措置が考慮されるか。

#### 4. 技術的事項

- (1) 自動車整備工場において

Inspect equipment (Head right tester, Wheel aliment tester, Speedmeter tester, Brak tester, Sideslip tester etc.) を置かなければならない制度があるか。又現在の整備工場ではどの程度設備しているか。

- (2) Welding license の制度があるか。

- (3) Transformer の一次側電圧は何 Volt か。

工業用 (動力) 電圧は何 Volt か。

照明用電圧は何 Volt か。

Cycle はいくらか。

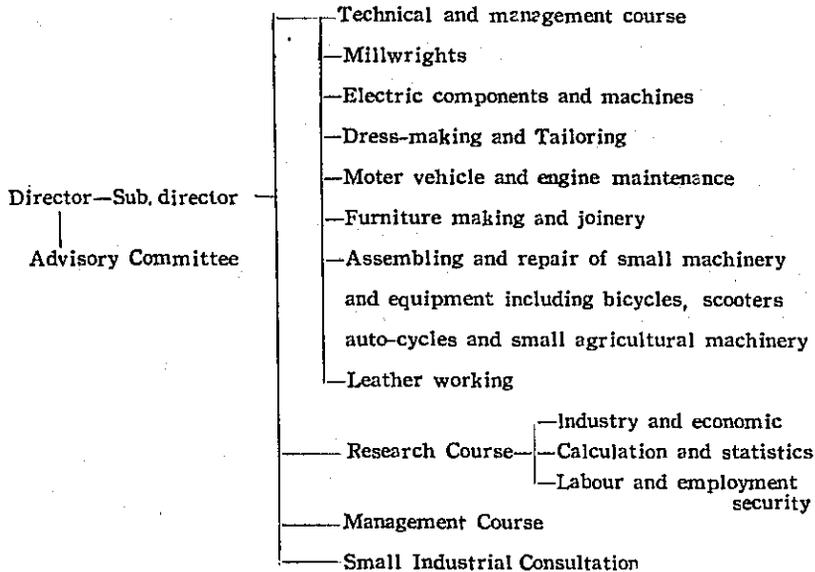
Phase はいくらか。

- (4) 煙草工場の Sectional drawing of ground を提供されたい。

- (5) 煙草工場の配線図, 給排水管図, ガス配管図の Blueprint を提供されたい。

別紙資料 2

Organization of the Centre (Draft)



別紙資料 3 教 習 基 準

(1) 技能者養成コース訓練教科基準 (木工)

	1日～8時間,	1週～40時間,	1月～160時間,
	年～1,920時間 (うち120時間は入所, 退所, リクリエーション等の予備)		
	訓練時間 合計	1,800時間	
学 科	160時間		
木工製品の種類と構造			
工 作 法			
塗 装 法			
材料の種類と性質, 仕入れの方法			
デザイン			
経営の大要			
見積り方と注文の取り方			
原価計算と販売価格			
実 技	1,640時間		
ハンドツールの使い方と手入れの方法			
機械の使い方と手入れの方法			
けがきと材料の取り方			



品質管理  
生産計画  
作業研究  
時間研究  
労務管理  
雇用  
職業と適正  
従業員教育  
人の扱い方  
仕事の教え方  
改善の仕方  
安全衛生  
福利厚生

実 技

130時間

新しい機械と工具の使い方と手入れの方法

新しいデザインと塗装の方法

工作法についての追指導

## 別添2 提案事項

### 1. センターの設置場所

#### センターの設置場所

Training centre については、その施設の規模は管理業務を行なうために必要なそれぞれの Room 及び訓練業務を行なうために必要なそれぞれの職種における Classroom や Work shop 等の合理的な配置が考慮されていなければならない。それは訓練効果のうえから絶対に要請される事柄である。従って本調査団としてもこの施設の問題については最も重要な事項として考えているところである。

そこで本調査団はケニア側政府より Centre として提案された Nakuru の東アフリカ煙草工場を、さる8月15日に調査したところであるが、種々検討した結果、もし同工場の建物を Centre として利用するとすれば、現在の建物は Centre として必要な業務を行なうには利用度が低く、従って、この建物は各職種の Work shop として利用する以外に方法がない。

しかし、Work shop として利用するとしても現在のままで利用することが困難であり、少なくとも別紙に示すような改修を必要とし、その経費は約 £6,346が必要である。

なお、Office, Management course, Resarch Department 等の業務を遂行するためには、それぞれ必要な Room が要求されるが、これらのすべてを含む施設は新規に増築するはかなく、従ってこの経費は約 £34,100 (Dormitoryは含まない)が必要である。

更にまた、Centre における訓練生の訓練は関連学科や実技の訓練をもって足りるものではなく、その訓練時間間に一定の体育時間を設けて、心身の健全化乃至健康増進を図ることが絶対に必要である。

そのために、Centre 外の Ground ではその用をなさないで、Ground は Centre 内又は最短距離内に設けなければならない。(この Ground の一部は車輛の Test を行うに必要な土地を含む)

そこで建物に要する土地と Ground に要する土地とを考えると約3エーカーの土地が必要である。

以上の諸点を勘案すれば Nakuru 工場を Centre として使用する場合余りにも高額の経費を伴うものと考ええる。それ故に本調査団としては出来る限り経費の節減を図る意味から他に適当な場所を希望し、Kabete Secondary Technical School を視察したところであるが、その後実地について技術的、専門的立場から調査し、検討した結果、きわめて少額の経費をもつて Centre として利用できるとの結論に達したので別添資料を参照のうえ、この Kabete Secondary Technical School を Centre として了解されるよう提案する。

ナクルとカベテの比較

	ナ ク ル	カ ベ テ
① 敷地面積	2.2エーカー	2.2エーカー
② 土地の購入	3エーカー (整地された土地)	Trade schoolの Ground を使用できる
③ 建物の改装経費	£6,304.5 (6,304,500)	£800 (800,000)
④ 建物の改装後の 使用効率	60% Factory and Warehouse として できているものでど んなに手を加えても 限度がある。	100%
⑤ 建物の新設経費	£34,100 (34,100,000) (dormitoryは含まない)	0
⑥ 建物の周囲の使 用効率	全く利用価値はない	◎100%

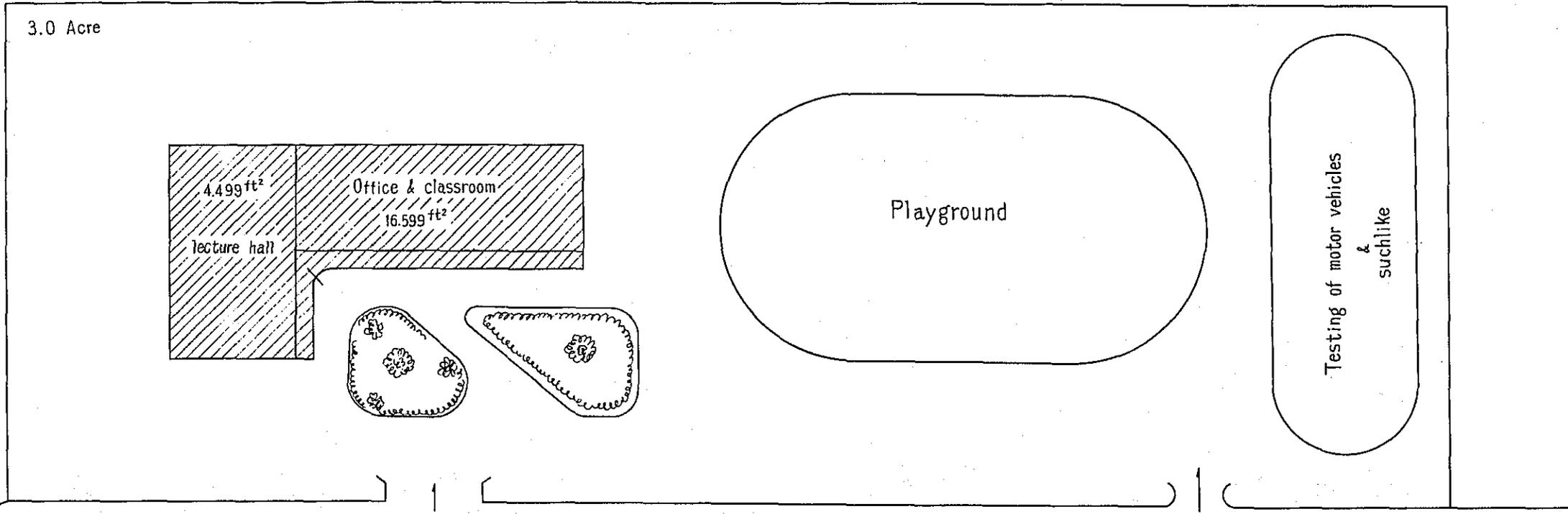
改修増築に要する経費内訳

1. 改修工事	£6,304.5 (6,304,500—)
(1) 各実習場の中及び間にある間仕切りの除去	
① ラジオ組立て実習場	£50 (50,000—) (@500— 100m <sup>2</sup> )
② 鍛造、溶接実習場	£7.5 (7,500—) (@500— 15m <sup>2</sup> )
③ 小型機械の組立て実習場	£35 (35,000—) (@500— 70m <sup>2</sup> )
(2) 壁 工 事	
① 電気機器実習場と皮革加工実習場の完全仕切りの取り付け	£100 (100,000—) (@2,000— 13m×3.5m 50m <sup>2</sup> )
② 木工実習場と組立実習場の完全仕切りの取り付け	£252 (252,000—) (@2,000— 21m×6m 126m <sup>2</sup> )
(3) 窓 工 事	
① 皮革加工実習場の内部改造及び窓付け	£20 (20,000—)
② 木工実習場と組立て実習場の屋根こわし 天窓付け	£1,230 (1,230,000—) (@30,000— 41m)
③ 木工実習場の壁こわし窓付け	£900 (900,000—) (@30,000— 30m)
(4) 入口付け工事	
① 小型機械組立て実習場の壁こわし、shutter door 付け	£750 (750,000—) (@50,000— 15m)
② 木工実習場と小型機械組立て実習場の壁こわし shutter door 付け	£2,100 (2,100,000—) (@70,000— 30m)
③ ミシン縫製実習場入口の取り付け	£10 (10,000—) (@10,000—)
④ 電気機器実習場入口の取り付け	£20 (20,000—) (@10,000—)

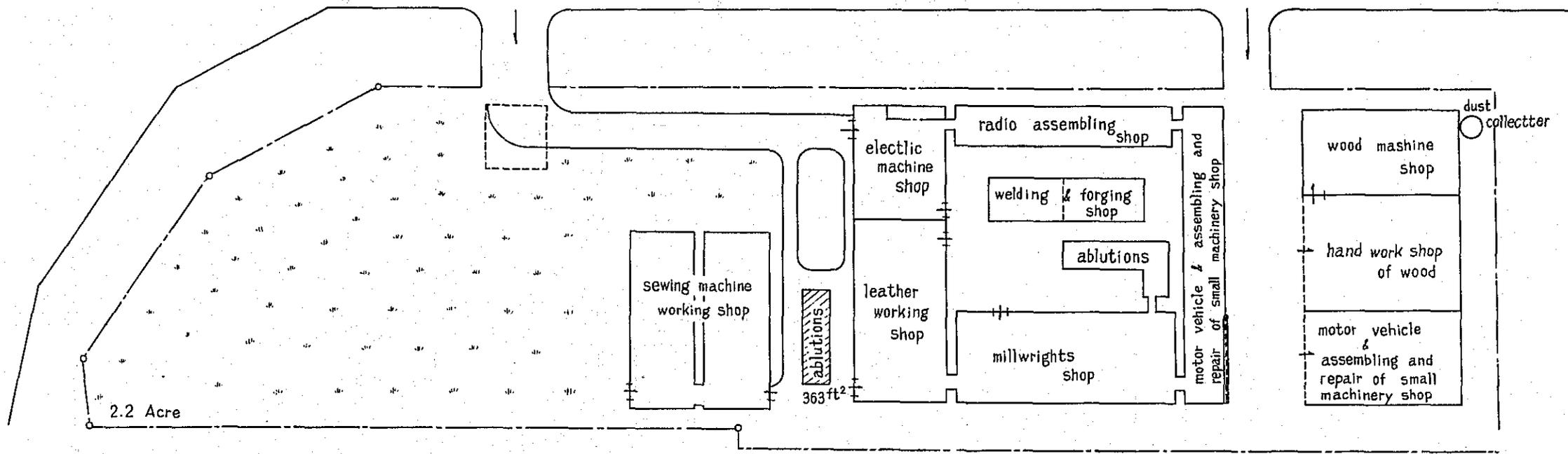
⑥ 皮革加工実習場入口の取り付け	¥20 (20,000—)	(10,000—)
⑥ 金属加工実習場入口の取り付け	¥10 (10,000—)	
(5) その他の工事		
① 各実習場の細部修理, 塗装, 改修等	¥800 (800,000)	
2. 新設工事		
(1) 理事長室, 副理事長室, 事務所, 指導員室, 技術相談室, 教室等々	¥34,100 (34,100,000—)	
(2) 講義室	¥27,500 (27,500,000—)	
(3) 手洗所	¥6,100 (6,100,000—)	(@50,000— 122坪)
	¥500 (500,000—)	(@50,000— 10坪)



extension  
of a building



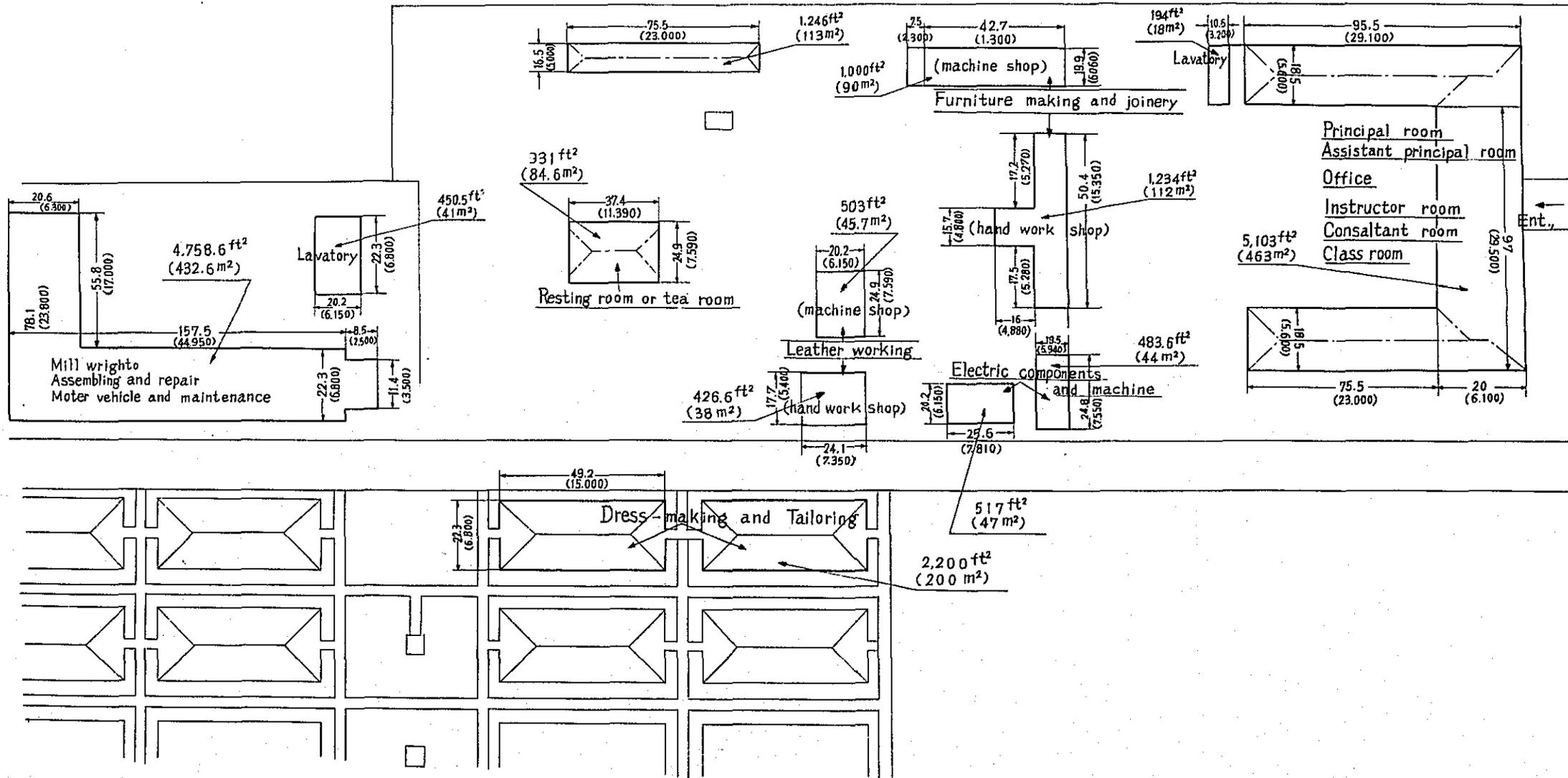
# NAKURU



# KABETE



19,047.3 ft<sup>2</sup>  
(1,728.9 m<sup>2</sup>)



2 センターの機構 (案)

		訓練生数	訓練期間	日本側職員	ケニア側助手
理事 — 副理事長 — 諮問委員会	技術および経営訓練コース	10	1年	1	1
	— 金属加工(鍛造, 板金, 溶接)	10	1年	1	1
	— 電気機器	10	1年	1	1
	— ミシン縫製	10	1年	1	1
	— 木工	10	1年	1	1
	— 機械組立および修理	10	1年	2	1
	— 皮革加工	10	1年	1	1
	— 経営訓練コース	40	6カ月	1	—
	— 調査部門	—	—	—	—
	— 技術相談部門	—	—	2	—

(必要に応じて日本側職員が引き受ける)

3 技術および経営訓練コース例 (ミシン縫製部門)

(1)カリキュラムの概要

1. 学 科	180時間
(1) 被服の歴史	20 /
(2) 被服材料	20 /
(3) 服装美学	10 /
(4) 意 匠	20 /
(5) 見積りと生産販売	20 /
(6) 原価と販売価格	20 /
(7) 縫製方法	80 /
2. 実 技	1,620 /
(1) 機械の操作と保守	40 /
(2) 採 寸	20 /
(3) 裁 断	500 /
(4) 仮 縫 い	30 /
(5) 補 正	50 /
(6) 縫 製	960 /
(7) 製品検査	20 /
合 計	
1日当り訓練時間	8 /
1週 /	40 /
1カ月 /	160 /
1年 /	1,800 /

(2) 訓練内容の分析

訓練内容	教 師	時間
(1) 専門知識	技術指導員	4時間

- (2) 縫製方法..... # ..... 2 #
  - (3) 労務管理..... 理 事 長..... 2 #
  - (4) 計 算..... 経営コース..... 2 #
  - (5) 実 技..... 技術指導員..... 30 #
- 1 週当り訓練時間合計..... 40 #

(3) 時 間 表

時間 週	8.00-8.50	9.00-9.50	10.00-10.50	11.00-11.50	1.00-1.50	2.00-2.50	3.00-3.50	4.00-4.50
	1	2	3	4	5	6	7	8
月	理論的訓練		技術訓練					→
火	#		#					→
水	#		#					→
木	会計計算		#					→
金	労務管理		#					→

#### 4 経営訓練コース例 (ミシン縫製部門)

##### (1) カリキュラムの概要

1. 課目		770時間
(1) 服装美学		50 /
(2) 意匠		20 /
(3) 一般経営管理		70 /
(a) 経営計画	(10時間)	
(b) 経営利潤	(10 / )	
(c) P. R	(30 / )	
(d) 人事管理	(20 / )	
(4) 財務管理		100 /
(a) 財務	(30 / )	
(b) 簿記, 経理, 珠算	(30 / )	
(c) 原価計算	(20 / )	
(d) 利益	(20 / )	
(5) 販売管理		250 /
(a) 販売計画	(10 / )	
(b) 販売技術と販売促進	(20 / )	
(c) 販売経費	(40 / )	
(d) 仕入れ	(50 / )	
(e) 店舗計画と飾り窓の配置	(60 / )	
(f) 品質管理	(20 / )	
(g) 広告宣伝	(20 / )	
(h) 販売員教育	(30 / )	
(6) 工場管理		140 /
(a) 計画設計	(10時間)	
(b) 設備計画	(20 / )	
(c) 工具管理	(20 / )	
(d) 工程計画	(25 / )	
(e) 統制管理	(25 / )	
(f) 生産計画	(20 / )	
(g) 動作研究	(10 / )	
(h) 時間研究	(10 / )	
(7) 労務管理		140 /
(a) 雇用	(10 / )	
(b) 適応訓練	(10 / )	
(c) 企業内訓練	(20 / )	
(d) 人の扱い方	(20 / )	
(e) 仕事の教え方	(30 / )	
(f) 改善の仕方	(30 / )	
(g) 安全衛生	(15 / )	
(h) 福利更生	(10 / )	

2. 実技訓練	130時間
(1) 最新の機械と工場の使い方および保守	10 /
(2) 縫製技術再訓練	150 /
(3) 新しい縫製技術	50 /
訓練時間/日	8 /
訓練時間/週	40 /
訓練時間/月	160 /
計	900 /

(2) 訓練内容の分析

訓練内容	教師	時間
(1) 一般経営管理.....A	(経営コース)	8
(2) 財務管理.....B	( / )	8
(3) 販売管理.....C	(調査部門)	16
(4) 工場管理.....D	( / )	16
(5) 労務管理.....	理事長	4
(6) 専門知識.....	技術指導員	4
(7) 再訓練及び再教育.....	/	10
1週当たり訓練時間合計		68

(3) 時間表

週	クラス	時間		1.00-1.50		2.00-2.50		3.00-3.50		4.00-4.50	
		8.00-8.50	9.00-9.50	10.00-10.50	11.00-11.50	5	6	7	8		
月	1	一般経営管理(A)		販売管理		工場管理(C)		再訓練, 復習			
	2	販売管理		一般経営管理		労務管理		/			
火	1	労務管理		一般経営管理		再訓練, 復習					
	2	工場管理		販売管理							
水	1	販売管理		工場管理		財務管理		再訓練, 復習			
	2	一般経営管理		販売管理		工場管理		/			
木	1	財務管理		工場管理		工場管理		/			
	2	工場管理		財務管理		販売管理		/			
金	1	販売管理				専門知識					
	2	工場管理		財務管理							

〔注〕

- この訓練計画は最初の4週間で実施されるものとする。
- その後訓練生は3つのクラスに分けられ、円卓討議形式によるセミナー方式が加えられる。(教育時間は1教師につき24時間)
- 訓練の最後の2週間は、工場訓練又は作業訓練が実施されるものとする(可能なかぎり)
- 訓練終了後訓練生自身の工場において実際の研究が実施されるものとする。

(4) 経営技術の訓練概要

1. 入所試験（選考）

- (1) 数学（代数）算数，幾何，簡単なグラフ
- (2) 簡単な製図
- (3) 技能試験
- (4) 適性検査

2. 適応訓練	1 週間
3. 経営管理要項	2 /
4. 経営詳述	6 /
5. 各部門経営特別訓練	9 /
6. 工場内訓練	1 /
7. 実施計画についての討議	2 /
8. 休 暇	
(1) 現場実習計画	1 /
(2) 休 暇	2 /
計	24 /

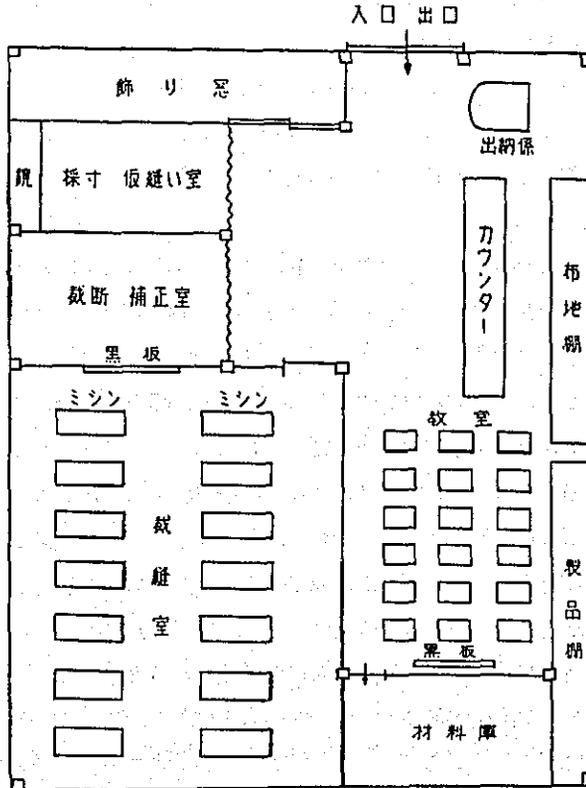
9. 定 時 制

将来小規模工業経営者又は地方産業の従業員になるものの実施訓練を短期間で実施する。

10. 企業奉仕

小規模工業の援助と助言（企業内幹部指導者の再教育を含む）

5 Pilot plant （ミシン縫製部門の model shop）



### 別添3 経営訓練コース, Production Unit, Pilot Plant

#### 1. 経営訓練コース

われわれはセンターに設置する訓練コースに関し、種々討議をし、センターには、①技術および経営訓練コースと②経営訓練コースの二つのコースをおくことに最終的な合意に達した。

商工省会議室における1963年8月30日の会議でわれわれの合意によつて提出した議事録には、事実上、経営コースは経営に関する訓練のみを目的とし、技術に関する訓練を含まれないものとして12~13週間の訓練期間とすることが明示された。12~13週間という計画が技術訓練に関連するすべてのコースより推論して一年間の技術および経営に関するコースの課程を基礎としていることが調査団によつて提出され、了解に達した。又かかる12~13週間という短い期間は、ケニア側における正当な基本的観点からセンターにとつて有効的であると考えられる。

われわれはこのケニア側の観点を理解する。

しかしながら本調査団はこの問題に関する極度の重要性を書き添え、しかも将来、誤解をさけるためすべての関係者にその見解を明確にさせることを要望するものである。

##### (1) 一年間の技術および経営に関する訓練コース

実際問題として、調査団は一年間と指定した期間が将来小規模工業の経営者として、研修生に対してたとえ効果的且つ十分な訓練を与えたとしても短かすぎると考える。

調査団は少しでも可能ならより長い訓練期間をもちたいと願っている。

しかしながら、商工省次官 Maddison 氏は1963年8月14日の会議にて、より短い期間で小規模工場の経営者を教育せんがため技術および経営に関する訓練を共に兼ねたコースを持ちうるかどうかという質問を出した。

Maddison 氏の提案に従つてわが方の計画を調整する意図をもって、調査団は試案として基礎的経営訓練コースと技術訓練コースとを併設することに同意した。(課程の内容は、初級者のために予定され、三カ月以内に遂行されるものとする。)

調査団は、一年間のこのコースが研修生に対して小規模工場の経営者にするための教育要素を与えることができるかどうかを知ることが望むものである。

従つて、この一年間コースのもとで訓練されたこの小規模工場経営者は、このコースの直接の目的である経営者の資格を獲得するに十分な訓練をうけないだろう。将来、有能且つよりよい経営者を作り上げるため、経営コースには更に6カ月の追加訓練を与える必要があり、この余分の時間は技術的な訓練およびその他の点に加えて、工場の拡張強化にともない彼等経営者によって要求される高度なそして広い知識を習得させることが可能となる。

(注) 例えばこの6ヶ月の追加訓練期間は、ゼミナールの方法によつて与えられる。彼等は一時に一単位を又他の時間には他のものをとることにより6カ月の学科課程を完成できる。

##### (2) 経営に関するコース (6カ月)

この経営コースに学ぶ研修生はすでに小規模工場の経営者として技術および経営問題に関する知識と経験を持った人、又は経営経験者、又はこれらと同等の知識をもった人とする。(技術および経営訓練コースを十分に完了したものを含む)

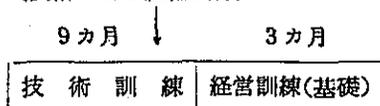
このコースは研修生に対して彼等が工業組織の水準向上と複雑化と同時に技術の向上にも首尾よく適応させることのできる十分な知識を与えさせるものである。

従ってそのことは彼等の経営能力とともによりよき経営者を作るために、彼等の知識と技術の水準を高めるためのものである。(別紙に示されているこの課程は技術および経営に関するコースで教えたものよりも高い。)

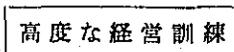
(注) このコースの訓練期間が短かくても長くてもそれは運営上の観点よりすべての関連した問題に対し適切な考慮をした後で決定されねばならない。

#### 一年コース

##### (1) (技術および経営訓練)



#### 6ヶ月コース



##### (2) (経営訓練コース)

## 2. Production Unit

センター運営のために、必要な予算措置は、当然センターが小規模工場経営者を養成する場所であるという基本的な原則に従つてとられるものである。

過去における長い経験からわれわれはかかるセンターの実際の運営に多くの目に見えない費用が生じ、又時には最初に考えられたような容易な運営ができないことを教えられている。それゆえに、予期しなかった費用を処理するためにセンターでの予算を補足する方法および手段を考慮せねばならない。

もし必要な予算措置がただちになされるならば、勿論問題はない。しかしそのような予算措置がなされず臨時の費用がその会計年度の中間で生ずるなら非常に困難な問題に帰着するであろう。

かかる不測の事態に対処する一つの方法は、最も可能な合理的方法によって訓練期間中にセンターで製造された生産物を販売することである。而してかかる手段によって得られた資金は、センター運営の資金の一部として充当することが望ましいことである。

センターの目的は小規模工場経営者を訓練することであり、又いつれの各課程でも効果的に

訓練することであり、このためにわれわれは割り当てられた予算より以上の費用を必要とするだろう。われわれは又、小規模工場援助のため技術的相談にも資金を必要とし、更に又、特別のセミナー等開催のためにも費用を必要とするかも知れない。

これらの経費とその他多くの目に見えない雑費はわれわれで準備しなければならない。

従って、われわれはかかる諸経費に遭遇するたびにその方法手段を考えねばならない。われわれはここに通常の予算資金に加えて、Production Unit（センター内で運営する）を提案する。

### 3. Pilot Plant

ある業種の研修生の訓練のためセンター内で研修生に Pilot Plant を利用させることは効果的であり、勿論それは可能である。

センターでのこの種の Pilot Plant をつくることは必要であるが、しかし、既存の建物にかかる Plant をつくることは技術的に困難であり、経済的損失をも伴うので、新しい建物を作ることうが望ましい。

またセンター内に Pilot Plant が設置される場合、それがセンターを卒業した研修生によって設立されるいずれの新しい工場にもかならず役立つとは限らない。

これらの新しい工場は個々の場合によつて物理的その他の点で環境、条件、に差があり正確な一定の形式を期待することができないからである。

従って、かかる設置に可能な業種に限ってセンターに Pilot Plan を設けることが賢明な政策であると思われる。そして卒業生が実際に自分の工場を設立する時には、技術相談員がその条件とか立地環境を観察し、必要な助言、指導を与えることとなろう。

# 設置構想

## 1. 概要

ケニアにおける小規模工業技術訓練センター設置構想の概要その他訓練実施に関する諸事項についての調査団の見解は、本報告書の冒頭に掲載された討議議事録のとおりであるが、ケニア政府は独立を間近に控え、アフリカ住民に生業を与えて安定させること、特にアフリカ人の経営する小企業を国づくりの柱として速かに育成することを当面の重点施策として、センターの設置を重要視するとともにこのセンターを College に相当する極めて高い水準の訓練施設とする意向を明らかにしている。

かかることから、ケニア政府側は当初より予備調査団に対し小規模工業育成のためのリサーチをセンターの機能としてとりあげることを主張し、要すればセンターにリサーチの部門を訓練部門とともに設けることを提案してきた。而して訓練部門においては Trade School 以上の学校卒業後5年以上の実務経験を有するもの、その他、既に現在小規模工業を経営しているものを対象として Management を主とする訓練を行なってほしいとの要請がなされたのである。

これらの事に対して予備調査団としては、実施した調査結果から総合的に判断した場合、リサーチの問題については、ケニアの現在及び将来を見とおして如何なる小規模工業を開発し、これを育成発展せしめるかという本格的な産業リサーチはケニア政府の産業政策の一環としてすすめられるべきものであり、かかるリサーチを本センターの機能としてとりあげることは、必ずしも適当でないと考え、本センターにおいては如何なる Industry に如何なる訓練を実施し、アフリカ人に適する小規模工業を自営せしめるかという訓練に直接関連したリサーチに絞って行なうことが最も適当であることを再度申し入れ、ケニア政府側もこれに同意したのである。

訓練については調査団の見解のとおり、Trade School 卒業後、数年間の実務経験を有する者その他の小規模工業経営者を対象として Management に関する知識を授けるほか、現在の小規模工業における技能水準は未だ低位にあり、これがアフリカ人小規模工業の伸びない原因の一つになっていることにかんがみて、これを補なうための技能向上再訓練を施す経営者養成コースを設けることが適当であると考えられた。しかしながら小規模工業の育成発展のためには単に経営者に対する訓練のみでは十分でなく、これらの経営者の下で働く中堅技能者を確保することもまた必要欠くべからざることであると考えられた。

本調査団が視察したところでも小規模工業に必要な技能労働者の不足は著しく Trade School 等の学校を修了した者は、その殆んどが大企業ないしはインド人の経営にかかる企業に吸

取られている実情である。これは賃金その他の雇用条件にもよるが Trade School 等の学校修了者の数が極めて少ないことがその原因の一つであり、従ってセンターでは Intermediate School 卒業以上の実力を有する者を対象とした技能者養成コースを別個に設け、これらの技能労働者を小規模工業に供給することが必要であると考えられる。

なお、またこれらの労働者は小規模工業において実務経験を経た後、再びセンターの経営者養成コースに入れて将来経営者として自立し得るような途を開いてやることが望ましいので、学卒者を対象とした無技能者を訓練する技能者養成コースを併置する構想であつたが、ケニアの最近における労働法の改正に伴い17才未満の者は就業禁止となったため経営者の下で働く中堅技能工は Trade School, Technical High School 等で短期養成を行なうこととし、本センターではアフリカ人経営者の早期養成という狙いから、訓練終了後直ちに開業できることを前提として、入所資格を Trade School 以上の学校卒業後数年以上の実務経験を有する25才以上の者を訓練する Technical and Management Course と、すでに小規模工業の経営者で、より高度の経営知識を希望するものに経営訓練を行なう Management Course (6ヶ月)との二つのコースを設けることとなった。

## 2. 設置場所

設置場所についてはすでに本調査団がケニア国に到着する以前に、ケニア政府において東アフリカ煙草会社ナクル工場跡に設置することに閣議決定を見ていたようであったが、調査の結果同工場の建物を訓練施設に充てることは、予備調査団が指摘しているとおり土地の狭隘、建物の構造及び配置等において適当でないと考えられたので、日本側が当初より希望していた行政の府であるナイロビまたは、その近郊に設置するようケニア側の再考を強く要望したのである。しかしながらケニア側は政治的に中央集権的なこれまでのやり方を避けんがために、これらの施設の地方分散を考えており、また財政的に逼迫した事情からあくまでナクルを主張し、最終的には、すでに閣議の決定を見ており、最早変更はなし難い旨申し入れがあり、所詮新設建物は全く望み得ない実情であった。もとよりナクル市は、ナイロビの北西約 160km にある人口約5万の都市でリフトバレー州の首都であり、気候、生活環境、交通の便等も極めてよく、また同市は工業としてみるべきものは余りないが農業の中心地として、ケニア農業協同組合本部もあり、政治的にもケニアの二大政党たる Kanu と Kadu の接触地点となっており、いろいろの種族が集っているところである。特に地理的にナクル市がケニア国のみならず将来合併を予想されるウガンダ及びタンガニカへの交通の要衝に当っており、しかも東アフリカの内陸の中心に位置し、ケニアの産業はここを中心に発展することは間違いないと見られていることから、今後の東アフリカの発展の中核的役割を持つことにならうと考えられるのである。また現実にはナクル市におけるセンターの存在価値は極めて大きく評価されることであり、全市を挙げてこれを歓迎しているので、日本側派遣要員にとっても処遇の問題等あらゆる

面において有利なものとなろう。このような点を勘案し、結局ケニア政府の要請を入れ東アフリカ煙草会社のナクル工場跡を使用することに同意せざるを得ない。しかしながら煙草工場の建物をそのまま訓練センターとして当てることは到底不可能なことである。そのため、本調査団は十分な調査検討を重ね、ケニア政府建設当局と改修部分について具体的に協議の結果、ケニア政府が当初£800の改修費を計上していたものを£2,000に増額せしめ、訓練に支障を来たさざるようできる限りの改修をなさしめることとなったが、要するにナクルはセンター設置場所としてはナイロビに次ぐ適地と考えられる。

### 3. 敷地及び建物

東アフリカ煙草会社ナクル工場はナクル市街の中心より西端にあり、約9,000平方メートル(約2.2エーカー)の敷地に、1,700平方メートルの本館(ジュラルミン壁、一部コンクリート壁、スレート葺)を中にして、右側に452平方メートルの別館作業場(ジュラルミン壁、スレート葺)、左側に856平方メートルの別館倉庫(石積み、スレート葺)を配したものである。

本館に含まれる管理棟(元煙草工場事務室)はセンターの管理部門として予定している所長室、事務室等に使用するには狭隘であるため、指導員室にはこの本館にある作業場の一部を当て、教室には別館作業場の一部を当てることとする。

また、この本館作業場には電源取入れ口の関係から電気機器部門をおくほか、比較的場所の取らない皮革加工部門をはさんで、金属加工部門と小型機械の修理組立部門の四部門をおくこととする。

別館作業場は3教室をセパレートした残余をミシン縫製部門に当てることとし、特にこの部門にはPilot Plantを設けることとする。

別館倉庫については、騒音じんあい等を考慮して木工部門を当てるが、その残余は当分の間は倉庫として使用し、将来においては講堂とする。

要するにこれらの建物はセンターとは全く異った目的のために作られたものであるため、建物そのものは勿論、周囲の環境条件においても少なからず問題がある。しかしながら全面的な改修は財政的に当分望めない現状にあるので差し当り各棟とも天窗付け、入口の増設その他各実習場について必要最小限の工事を行わしむることとする。

なお、建物別使用区分計画は次のとおりである。

本館(主建物)	1,700平方メートル
理事長室	12平方メートル
副理事長室	12平方メートル
指導員室	38.5平方メートル
事務室	12平方メートル
会計室	12平方メートル

電話交換室	4平方メートル
受 付	4平方メートル
中小企業相談室	12平方メートル
小会議室	12平方メートル
食堂(喫茶室と休憩室を兼ねる)	90平方メートル
シャワー室	10平方メートル
洗面所	50平方メートル
ボイラー室	25平方メートル
金属加工部門実習場(準備室, 工具室, 鍛造場を含む)	} 573平方メートル
小型機械部門実習場(準備室, 工具室を含む)	
電気機器部門実習場(準備室, 工具室を含む)	403平方メートル
皮革加工部門実習場(準備室, 工具室を含む)	297平方メートル
廊下その他	133.5平方メートル
別館(作業場)	452平方メートル
教室	167平方メートル
ミシン縫製部門実習場(製図室, パイロット・プラントを含む)	285平方メートル
別館(倉庫)	856平方メートル
木工部門実習場(塗装室, 接着室を含む)	394平方メートル
倉庫(将来講堂計画)	462平方メートル

なお、センターの Block plan 及び Lay out plan は別添図面のとおりである。

#### 4. 訓練職種

訓練職種の選定については予備調査団の報告にもあるとおり ①原材料及び機材はケニアより生産されるか、または極めて容易に入手できるものであること ②製品はアフリカ人の必需品であり、かつ生産過剰になるおそれのないものであること ③比較的容易に技能の習得ができる職種であること ④生産コストが生産規模の大小によって左右されること ⑤企業経営が比較的小資本で設立経営することができるものであること等を基本的な考えとして日本側より予定職種を提案したのであるが、ケニア側においてはアフリカ人による経営者の育成が短時間で実現することを望んでおり、しかもこれら開業を希望している訓練生に対して I・D・C の基金を貸出して訓練期間中の生活の保障と開業の際における準備資金とすることを前提としていることから、貸出し金の回収が5～7年という短期回収の可能性小規模工業として成り立つことおよび訓練効果等を考慮して職種を選ぶことが条件の一つとして追加され、相互に再検討した結果次の6職種が適当であるとの結論に達した。

##### 1. 金属加工(板金, 溶接, 鍛造)

家庭用金属製品, 建築用金属製品, 農業用金属製品, 手工具等の製作修理の技術技能と経営法

2. 電気機器

ラジオ, テレビその他家庭電気機器及び電動機の修理, 屋内外の配線等の技術技能と経営法

3. ミシン縫製

男子服及び婦人子供服の製図, 裁断及び縫製の技術技能と経営法

4. 木工

家具, 建具等の製作修理の技術技能と経営法

5. 小型機械の組立て及び修理 (自転車, スクーター, オートバイ, クラッシャー, ミキサー, エンジン等)

自転車, オートバイ, 自動車, 農業用機械等の組立て修理の技術技能と経営法

6. 皮革加工

紳士用及び婦人子供用皮靴, 皮袋物等の製造修理の技術技能と経営法

5. 訓練コース

1. 技術及び経営訓練コース

(1) 訓練期間 1年

(2) 訓練時間 1,800時間

(1日8時間, 1週5日, 年45週)

(3) 訓練定員 60名(各職種約10名)

予算の都合上初年度は60名としたが, 次年度よりは100名程度に増加逐年増加の予定

(4) 訓練生の入所資格

① ケニア政府及び I. D. C. が産業経済の現状と将来の発展性を考慮して策定する「指定地域地区」の居住者であること

② Trade School 以上の学校を卒業したものと及びこれと同等以上の実力を有すると認められるもの

③ 上記②項の資格のあるもので数年以上の実務経験者

④ 25才以上のもの

⑤ 訓練修了後直ちに開業する意志のあるもの

2. 経営訓練コース

(1) 訓練期間 6ヵ月

(2) 訓練時間 900時間

(1日8時間, 1週5日, 22.5週)

(3) 訓練定員 40名

#### (4) 訓練生の入所資格

- ① ケニア政府及び I. D. C. が産業経済の現状と将来の発展性を考慮して策定する「指定地域地区」の居住者であること。
- ② Technical and Management Course 修了者及び現に小規模工業を営んでいるものでさらに高度の経営訓練を希望するもの。

#### 6. 訓練内容と訓練方法

センターにおける訓練の対象となる者はすでに数年以上の実務経験者であるから、その経験の内容によって個人差ははなはだしいと見なければならぬ。従って訓練に先立って各人の持つ知識、技能をいち早く把握するとともに各人の目論んでいる事業に必要な知識、技能の完全習得を目標とした教科の編成がなされなければならないが、事前にこれの細目まで編成することはきわめて困難と考えられる。したがって差し当っては一応次の基本項目により作成する標準的な教科をもつてのそみ初年度の実際訓練の積み上げによって細目を決定するものとする。このような事情から訓練方法としては理論的な面については別としても、実技については個別の指導に傾むくことはやむを得ないものと考えられるので、これによる指導員の不足は訓練生同士の共同作業及び共同討議により相互に啓発する方法或は視聴覚教材をできるだけ豊富に使用せしめ自己研究が可能な環境条件を作る等諸種の訓練技術によりこれを補うこととする。

##### (1) 標準的教科の基本項目

###### 技術及び経営訓練コース

###### (a) 専門知識

- ① 原材料及び機材に関する知識の再訓練と最近の傾向に関する追加訓練
- ② デザインの原則的知識と最近の傾向
- ③ 最新機械及び工具の知識
- ④ 計測器類の一般的知識と使用方法

###### (b) 基本訓練

- ① 機械の管理と修理
- ② 工具管理
- ③ 機械の基本的操作法
- ④ 工具使用の標準動作
- ⑤ その他訓練生が入所前に習得している基本的な技能を再訓練し、更に必要に応じて追加訓練を施す。

###### (c) 応用訓練

- ① 各訓練生の訓練目標に応じた課題を与え、その生産計画を作成させるとともに実際製作させる。

- ② 原材料及び機材の購入方法を指導する。
- ③ 生産品の評価方法を指導する。
- ④ 販売価格の決定法を指導する。

経営コース

(a) 専門知識

① 経営管理

- a 利 潤
- b 広告技術
- c 店 舗

② 作業管理

- a 機械及び工具の管理
- b 工程管理
- c 品質管理
- d 標準作業と標準作業時間

③ 財務管理

- a 経 理
- b 記帳方法と計算
- c 原価意識と原価計算

④ 販売管理

- a 販売計画と販売促進
- b 販売技術
- c 販売価格

⑤ 労務管理

- a 従業員の雇用
- b 職業適性
- c 従業員訓練
- d 賃 金
- e 安全衛生
- f 従業員の福祉

(b) 技能訓練

- ① 基本的な技能の再訓練及び追加訓練
- ② 各訓練生の訓練目標に応じた課題を与え、その生産計画を作成させるとともに実際製作させる。

## (2) Production unit 方式の採用

本 centre の訓練生は全員経営者となるものであり、生産を直接管理する立場にあるので、訓練の途上においても常にそれが意識されていなければならない。従って、この Production unit の中において訓練されることは経営における実際の場合と同様の経営をすることともなるのできわめて効果的である。

また、訓練途上において生産される生産品の売上げ収入はケニアの財政事情から見てセンターの運営費の一部に充当するものとする。さらに延長訓練乃至経営者の再訓練を必要とするケースも考えられるので、この場合は I. D. C. にかわって訓練生の生活保障その他運営経費の一部に充当することとする。

## (3) 教科書及び教材

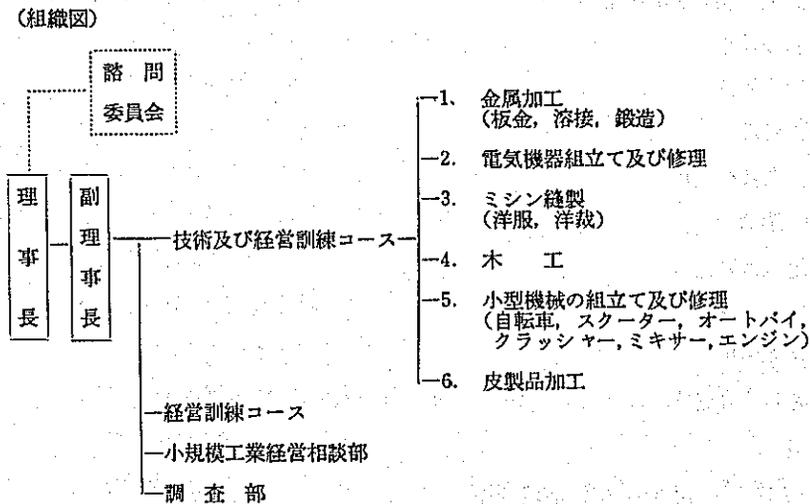
本センターにおいては主として学科は教科書により、実技は指導票、作業分解シートによって訓練することとすることが望ましいが前記のとおり教科細目の決定との関連から初年度においては教科書、指導票、作業分解シート式を採用し、必要に応じてそれぞれのシートについて訓練することとする。

而して次年度からはこれらのシートを再検討のうえ編集し、完成したものを使用する。

その他チャート・スライド、フィルム等については標準作業についてこれを作成することとする。

## 7. 組織と機能

本センターの組織及び機能は次のとおりとする。



### 理事長 (Principal)

本センターの最高責任者として所務を統括せしめるため日本側の理事長を置くものとする。

#### 副理事長 (Assistant principal)

理事長を補佐するためケニア側の副理事長を置くものとする。

#### 技術及び経営訓練コース

訓練修了後直ちに小規模企業の経営者となり得るよう技術及び技能の追加訓練と再訓練を行なうとともに経営生産、財務、販売、労務等についてそれぞれの管理知識を与えるためこのコースを設けるものとする。

#### 経営コース

主として経営管理、生産管理、財務管理、販売管理、労務管理等について知識を与えるとともに新しい技術、技能の追加訓練を行なうためこのコースを設けるものとする。

#### 小規模工業経営相談部

訓練修了者に対する小規模企業の設立に関する相談及び設立後の経営相談、追加指導等を行なう必要がある。また一般の小規模工業の経営相談に応じ、又は要請に応じて現地における実地指導も行なうため、この相談部門を設けるものとする。

#### 調査部

現にセンターにおいて実施している訓練に関することのみならず、ケニア政府の指定地区内の産業、小規模企業設立に必要な事項、さらに今後の Centre における訓練コース、訓練職種等に関することについて調査を実施するほか、I. D. C. の調査部と相互に協力し、Centre と I. D. C. との協力乃至連絡調整に当るため、この調査部門を設けるものとする。

#### 諮問委員会

センターの運営について理事長の諮問にこたえ、助言勧告するため諮問委員会を置くものとする。この諮問機関は商工事務次官、Nakuru 市長、同市議会議長、商工会議所会頭、I. D. C. 理事長等及び日本側からは在ナイロビ日本総領事をもって構成するものとする。

### 8. 要員の構成

日本側及びケニア側の要員の提供は少くとも次の人員を確保すべきである。

#### (1) 日本側要員

理事長	1名
金属加工部門指導員	2名
電気機器組立て及び修理部門指導員	1名
ミシン縫製部門指導員	1名
木工部門指導員	1名
小機械組立て及び修理部門指導員	2名
皮革加工部門指導員	1名
小規模工業経営相談部担当員	2名

調査部担当員	1名
調整員	1名
計	13名

(2) ケニア側要員

副理事長	1名
金属加工部門補助指導員	2名
電気機器組立て及び修理部門補助指導員	1名
ミシン縫製部門補助指導員	1名
木工部門補助指導員	1名
小機械組立て及び修理部門補助指導員	2名
皮革加工部門補助指導員	1名
経営訓練コース補助指導員	3名
事務職員その他	24名
計	36名
合計	49名

9. その他の事項

1. 日本側指導員の研修

(1) 本センターにおける訓練は修了者が直ちに経営者になることを目標としているので指導員の指導能力は当然高度のものを要求されるので、その人選に当っては慎重を期さねばならないが、特に訓練効果を高めるため相当期間の語学研修を行なうほかケニアの政治、経済、産業、労働、教育、地理等についての予備知識を授けることとする。また訓練生はそれぞれ技能目標において相当な個人差が考えられるので、指導員の指導内容とその技術もきわめて広範囲なものを要求されることになろう。従ってそれぞれの指導員の持つ能力に応じて追加訓練的研修を行なう。

(2) 指導員は単に技術、技能のみならず経営についての指導能力をも必要とする。そのため小規模工業（従業員10～20人程度）の経営面の研修を行なう。

(3) 日本側より供与する施設機械の補修技術については各メーカーにおいて研修するものとする。

(4) ケニア側より派遣される補助指導員との意思疎通の機会を与える。

2. ケニア側補助指導員の研修

ケニア側補助要員は副理事長1名及び補助指導員8名（金属加工2名、小機械組立て及び修理2名、他の4職種は各1名とする）であるが、これらのものは日本の協力期間終了後センターの理事長または指導員となる者であり、また協力期間中においても訓練効果を左右するKey

Point ともなる者であるので日本に招致してできるだけ長期間に亘る適切な訓練を実施しなければならない。ただし副理事長については日本における技術訓練及び産業経済の現状その他センターの運営管理等の事項について研修を行うことが望ましい。このケニア側の研修内容は次のとおりである。

- (1) 研修期間 8 カ月
- (2) 研修生には技術研修に先だって3～4 カ月間日本語の研修を実施し、技術研修を容易ならしむるものとする。
- (3) 研修生には中央職業訓練所において各人の持つ能力程度を測定把握して、訓練の必要度を決定する。
- (4) 研修生には必要に応じて技術の再訓練及び追加訓練を行なう。
- (5) 研修生には必要に応じて監督技術及び経営技術の研修を行なう。
- (6) 小規模工業（従業員10～20人程度）を見学せしめ、でき得るならばこれらの工場に委託して必要な訓練を実施する。

### 3. 経費負担

日本側及びケニア側の負担すべき経費の区分は次のとおりである。

- (1) 日本側負担
  - ① 日本側要員の給与及び外国出張旅費
  - ② 訓練用機械器工具及び初年度1年分の機械部品
  - ③ ケニア側補助要員9人の受入れ訓練に要する経費
- (2) ケニア側負担
  - ① 訓練 Centre 用土地建物及び付帯設備に要する経費
  - ② 訓練生の寄宿舎に要する経費
  - ③ 日本側要員（13名）の住宅に要する経費
  - ④ 日本側要員の公務出張に要する経費
  - ⑤ ケニア側要員（36名）の給与その他の経費
  - ⑥ その他 Centre 運営に要する経費
- (3) I. D. C. 負担
  - ① 訓練生の訓練期間中における生活費の貸与
  - ② 訓練修了生に対する開業資金の貸与

### 4. センターにおける、訓練の修了及び修了後の措置

- (1) 訓練の修了時においては訓練期間中の成績及び修了時試験の結果を総合的に判断して修了せしめるか否かを決定するものとする。
- (2) 修了者には理事長及び商工事務次官の署名した修了証書を授与するものとする。

- (3) 能力の不足により修了せしめることが不適当と思われるものに対しては一定期間残留せしめ補習を行なうか、或は小規模工業経営者の補助として就職せしめることとする。
- (4) 修了生の開業に当っては経営相談部がその相談に応じ適切な指導援助を行なうとともにすでに開業したものについても経営する企業現場に赴いて、経営診断及び経営指導を実施し、技術、技能の追指導を必要とする場合にはセンターにおいて必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 修了生を定期的に Centre に招集して、新しい知識及び技術、技能の研究会等を開催するものとする。

## 5. 協力期間

原則として Centre 開設後 3 年間をもってケニア政府に引き継がれることとなるが、しかしケニア側の要望があれば海外技術協力の趣旨からして延長することが望ましい。また、要員の派遣期間はそれぞれの事情によって短縮または延長することが望ましい。

## 6. センター開所時期

ケニア政府は六月頃の開所を希望していることを申し出たが、日本側としては機材の調達及びその輸送期間等を勘案して八月頃の開所が適当と考え、この予定によって補助指導員の派遣、センター設備の受入れ準備を進めるよう申し入れ、ケニア側はこれを了承した。なお日本側指導員の派遣はセンター開所の準備業務を進めておく必要上遅くも開所の 3 ヶ月前に先発隊 3 名程度を赴任させることが望ましい。

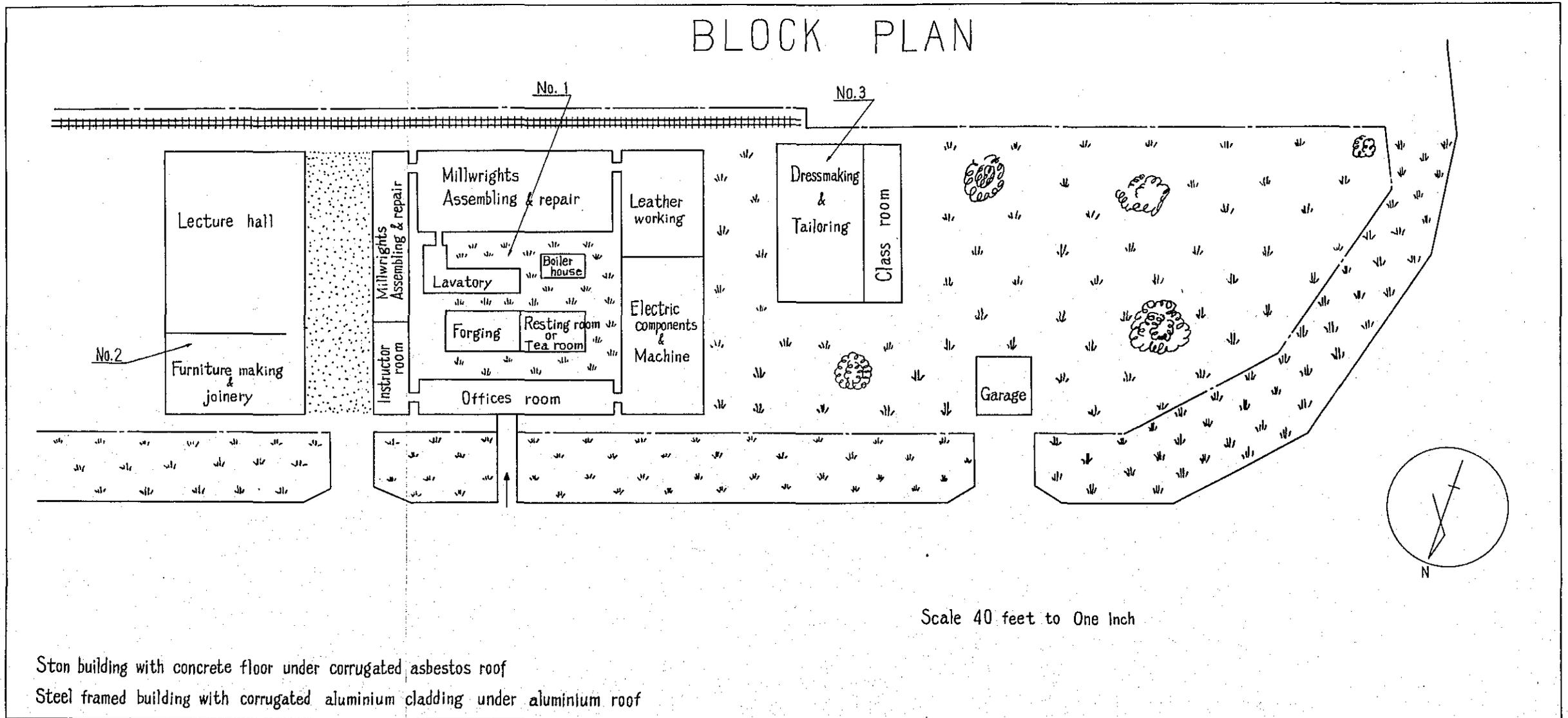
## 7. 機械の選定と配置

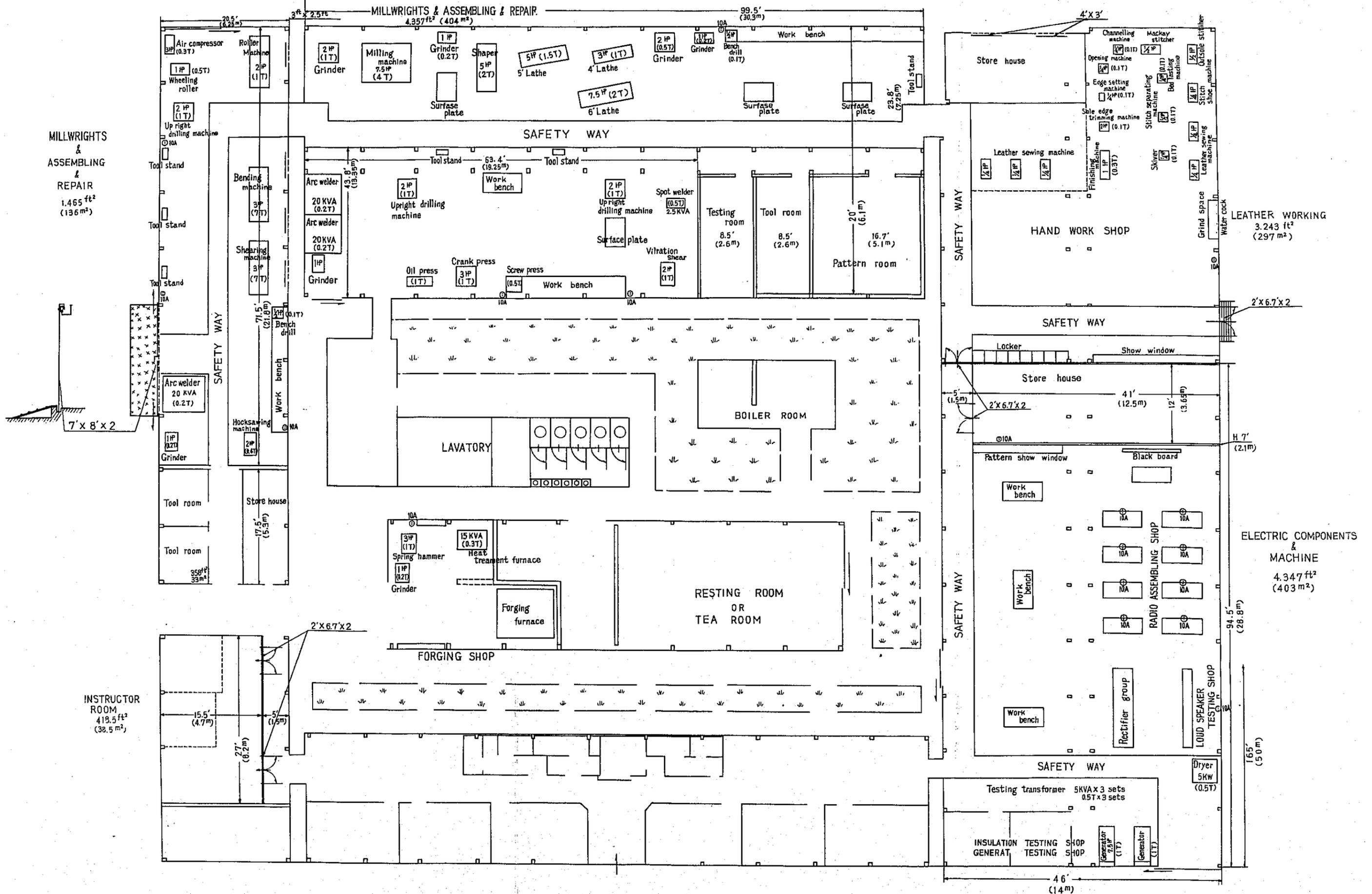
本センターは再訓練的性格を有するもので、訓練施設においては訓練的要素とともに生産的機能をも取入れたものでなければならない。従って機械の選定に当ってはあくまでもプロダクション・ユニットを目標に実用性を十分に考慮し、その配置についても金属加工部門と小型機械部門のそれぞれのショップはすべて関連づけた配置を考慮すべきである。なおこの 2 部門は境界がなく一つの生産的流れをもって構成されることが望ましい。また電気機器部門ではラジオ・テレビ関係とともに回転機類の修理、試験も可能なように動力関係施設も考慮し、皮革加工部門では靴製造に主体を置いた生産工程に必要な一とりの機械を工程にしたがって配置することとする。ミシン縫製部門ではパイロット・プラント方式を採用してドロウイングショップを含めたモデルショップを併置もすることとする。

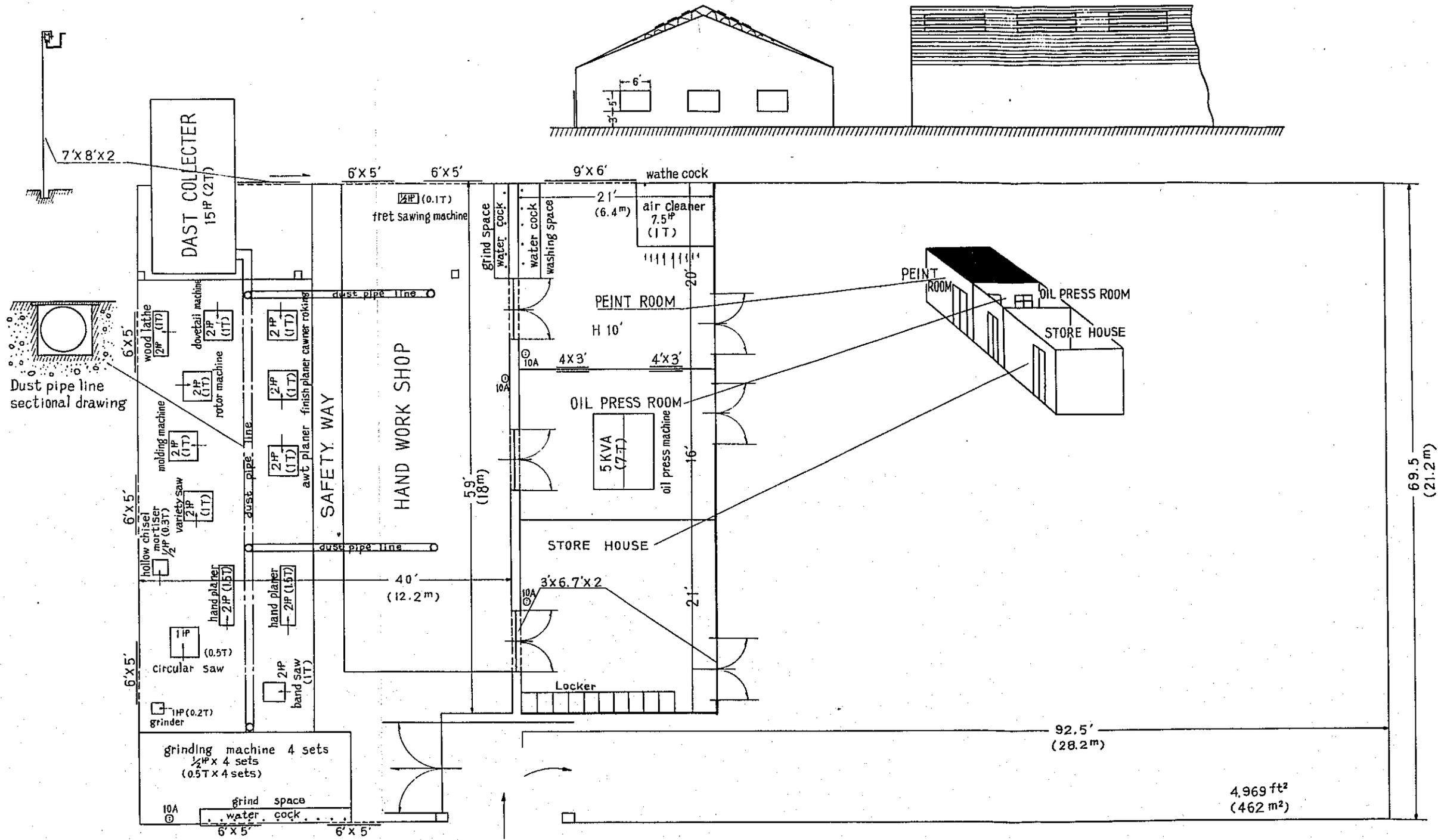
木工部門においては家具と建具の製作に必要な機械を作業工程にしたがって配置するとともに、手加工部門と刃物調整部門を別にセパレートし、塗装室、接合圧着室を別に設けることとする。

# NAKURU TRAINING CENTRE

## BLOCK PLAN







FURNITURE MAKING AND JOINERY 4,239 ft<sup>2</sup> (394 m<sup>2</sup>)

ENT.

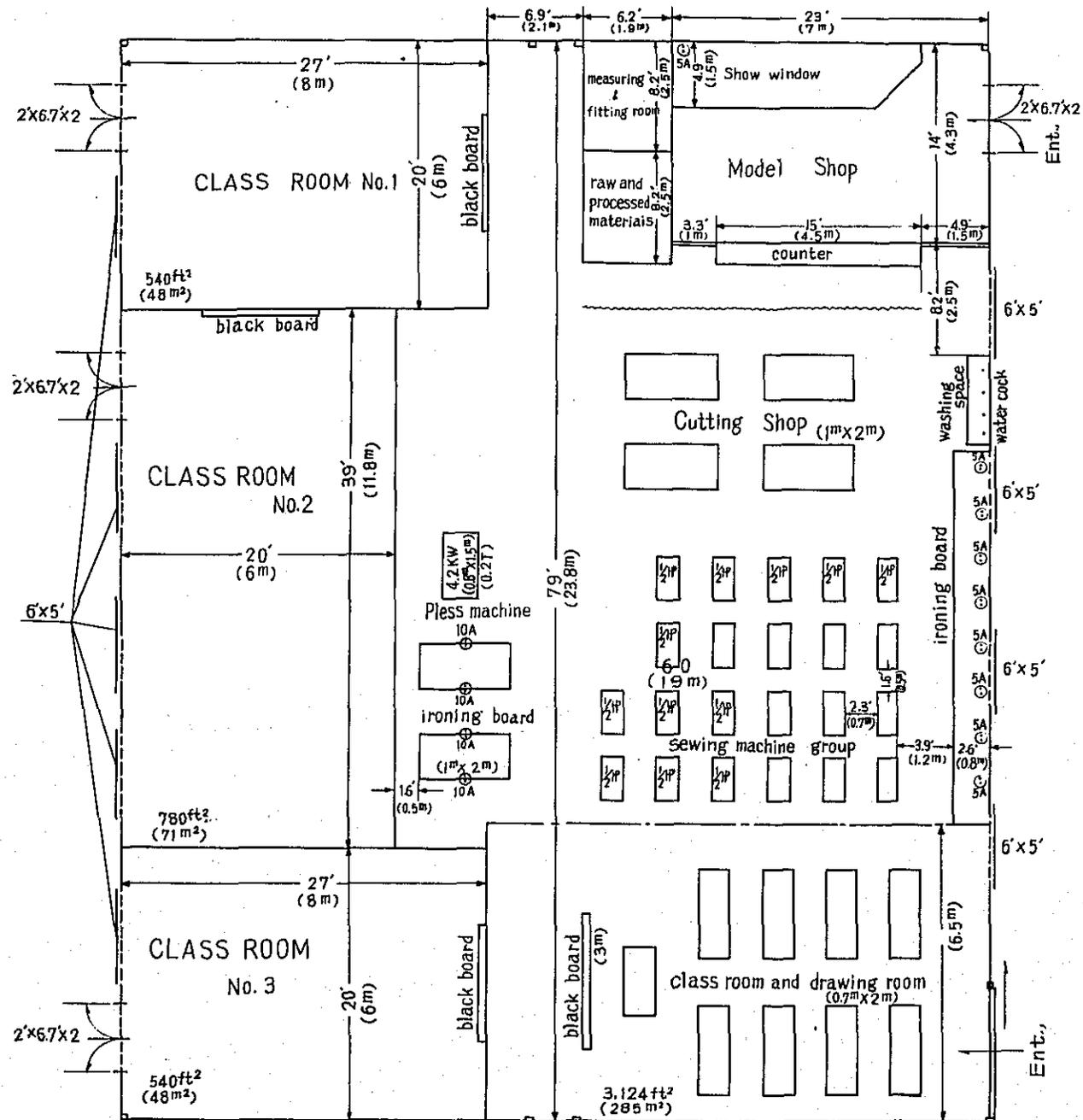
- NAKURU - No.2

SCALE 10 FEET TO ONE INCH

4,969 ft<sup>2</sup> (462 m<sup>2</sup>)

69.5 (21.2m)

92.5' (28.2m)



— NAKURU — No. 3

Dress making & Tailoring

SCALE 10 FEET TO ONE INCH

